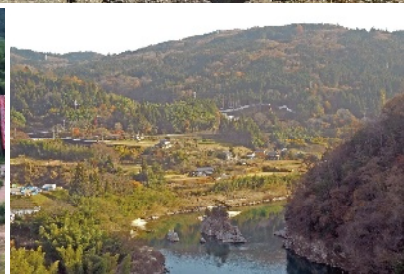


中津川市景観計画



中津川市

2007年（平成19年）7月策定

2019年（平成31年）3月改定

はじめに

中津川市は、日本百名山に数えられる恵那山をはじめ小秀山、奥三界岳、二ツ森山、笠置山など生活圏の周囲を山々に囲まれ、これらの山々から流れ出た水は木曾川、付知川、中津川などの清流となり豊かな自然・風土を形成しています。

また、当市は東西に走る中山道、南北に走る南北街道が交差する交通の要衝として発展してきた歴史があり、随所に街道文化の面影が残っています。まさに森林や清流、田園風景とともに街道の面影や歴史・文化が香るまちなみや景観が中津川の特徴であり魅力となっています。

この特徴と魅力を引き継ぎ、さらに将来へつなぐために「豊かな自然と独自の歴史・文化が光るふるさと中津川」を目指して、2007年に中津川市景観計画を策定し、以来市民・事業者・行政の協働のもとに良好な景観形成に向けた取り組みを継続してきました。

しかし近年、空き家の増加や建築物の多様化によりまちなみの景観に変化が見受けられるようになりました。また、リニア中央新幹線の関連事業が本格化することから、市街地を中心に環境と景観の保全が今後重要なテーマとなってまいります。こうした背景のもと、中津川市ではこれまでの景観計画の取り組みを検証したうえで、未来に向けた良好な景観形成の指針として、この度中津川市景観計画の見直しを行うこととなりました。

自然や歴史・文化と一体となった中津川の魅力的な景観を次世代へつなぐため、これからも市民・事業者・行政が力を合わせ、景観に気づき、守り、つくる「景観まちづくり」を進めていきたいと考えておりますので、市民の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

終わりに、この計画を見直すにあたり熱心にご審議いただきました中津川市景観審議会の皆さまをはじめ、貴重なご意見やご提言をいただきました多くの皆さまに心からお礼を申し上げます。



2019年(平成31年)3月

中津川市長 青山 節児

も く じ

第1章 中津川市の景観	1
第2章 景観計画区域	3
第3章 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針	12
第4章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項	33
第5章 景観重要建造物、景観重要樹木の指定の方針	41
第6章 景観重要公共施設の整備及び良好な景観の形成に関する事項	42
第7章 景観まちづくりの促進	43

1-1 景観の定義

(1) 景観とは

私たちは、河川、山なみ、田園地などの自然や、道路、建築物、工作物などの人工物に囲まれ、それらによってつくられる空間的な広がりや視覚像(ながめ)として認識しています。

景観は、視覚像として捉えられる物的環境[※]の背後に、美術・文学などの芸術と歴史そして芸能など民俗行事など無形の心像(イメージ)を持っているものです。この心像は、それぞれが五感で感じた思い出、又は知識によっても影響を受けます。

このように景観は、視覚的に認識できる姿であると同時に、地域の地形や風土における人々の生活や暮らしの文化が生み出している地域固有の環境のあり方を示すものでもあります。景観とは古くから自然と暮らしが折り合い、総合的な広がりとなった中津川市らしさを形づくる共有認識となった結果と捉えられます。

※物的環境：自然や人工物など、実体のあるものによってつくられる環境

(2) 良好な景観とは

背景の山なみ、道や水路のかたち、庭木や街路樹の緑、建築物などが相互に関係しあって、地域ごとに異なる特徴ある景観がうまれます。単体の建築物として優れたデザインであっても、その場所の景観を特徴付ける関係性に合わなければ、景観を阻害してしまうことになります。

良好な景観とは、地域ごとの文化、歴史、暮らしといった人々の営みのなかでつくられる建築物や工作物が、河川、山なみ、田園地などの自然環境の中で調和するものであり、その地域の場所ごとの関係性のなかで評価されるものです。

景観への感じ方には個人差がありますが、人々が地域の文化、歴史、そして自らの暮らしと景観との関係性について理解することで、次世代へ継承すべき良好な景観としての共通認識をもつことができます。また、良好な景観は、地域の大切な共有の資産としての価値あるものであるほか、観光客などの来訪者にも魅力的で心地よい空間を提供してくれるものであり、人々の交流を高めるものです。

1-2 景観計画の目的

風景とは自然と人々の営みの織り成す光景であり、「与えられるもの」「人の手が入らない」という受身のものですが、それに対して景観とは、風景を背景に「人が努力すること」、「人と人が協働で景観まちづくりに取り組むこと」という積極性を有するものと考えます。したがって、景観形成は人々が主役であり、誰が形成にあたるのか、誰と誰が取り組むのかという人々のつながり、人々の価値観が重要な要素を占めます。

本計画は市民や事業者、行政が協働で取り組む景観まちづくりにより、地域コミュニティの形成を図り、また、市民が誇りと愛着を持ち、多くの人々に選ばれる美しく魅力あるまちをつくることを目的とし、中津川市らしい景観形成を推進するための指針となるものです。

1-3 景観特性と景観構造

市域の周囲には中央アルプスの南端に位置する恵那山山系とヒノキの産地である阿寺山脈等が連なり、山々に囲まれています。

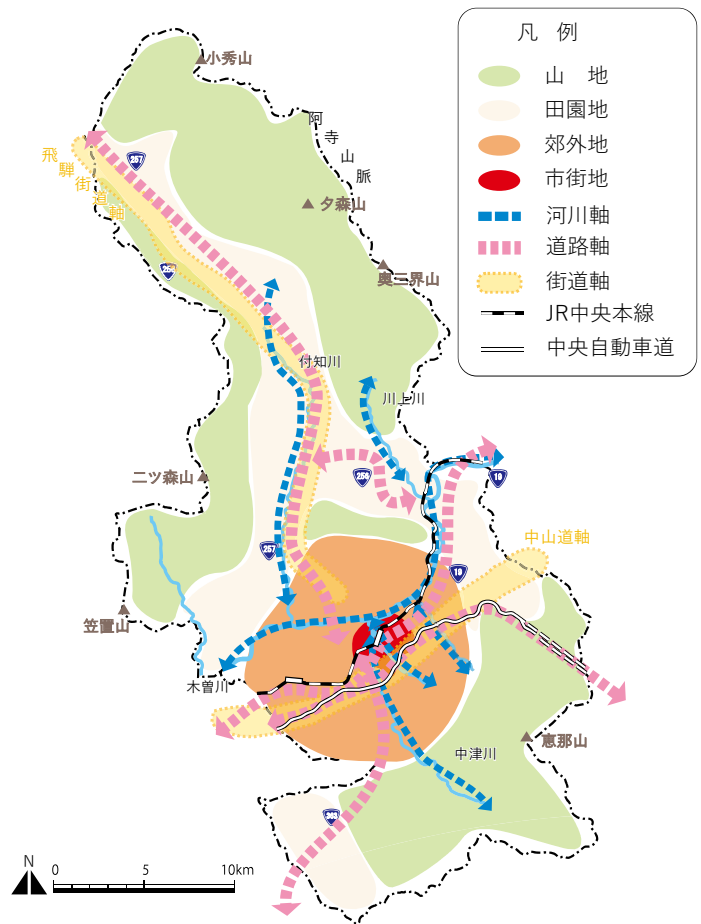
市域の中央部を東から西へと木曾川が流れ、北からは川上川、付知川等が、南からは落合川、四ツ目川、中津川等が木曾川へ流れ込み、それぞれの河川景観を形成しています。

市街地は中津川等の扇状地や河川の河岸段丘等に形成され、古くから中山道等の様々な街道が通っていたことから、沿道の集落や宿場町を中心に発展してきました。

高低差のある地形から山なみを仰ぐ眺望や、市街地や河川を見下ろす眺望等の様々な景観が見られます。

また、3箇所の宿場町(中津川宿、落合宿、馬籠宿)には街道のまちなみが残り、常夜燈や道標等、街道らしい沿道景観も見られます。

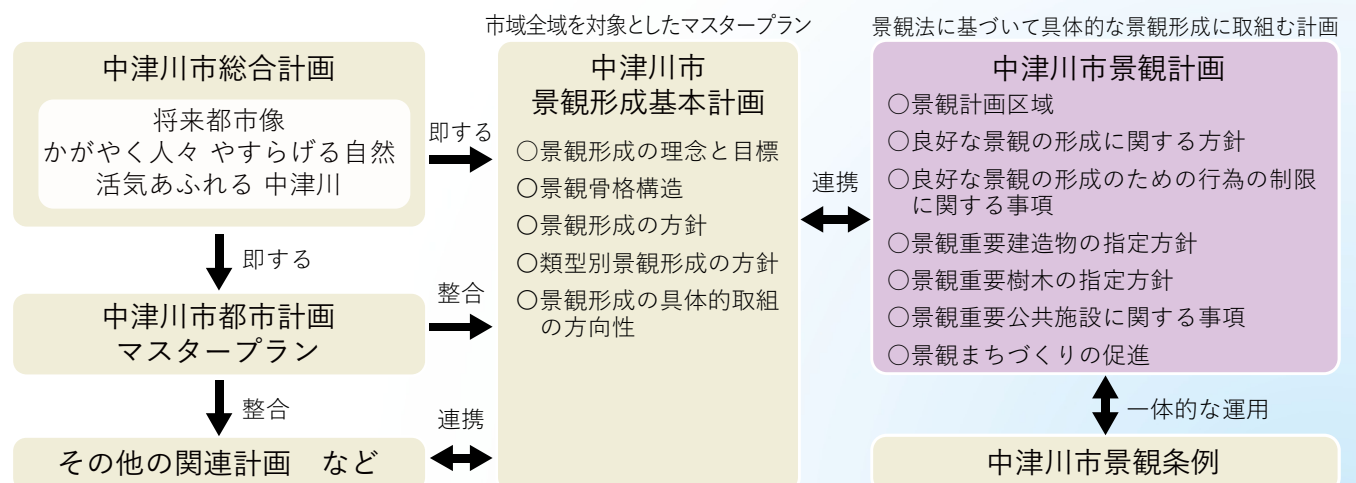
中津川市の景観特性は「山なみ」と「河川」、そして「街道」に代表されます。



1-4 中津川市景観計画の位置づけ

中津川市の景観に関するマスタープランである「中津川市景観形成基本計画」は、景観まちづくりを推進する上での理念や目標、方針を定めています。本計画では中津川市景観形成基本計画を踏まえ、中津川市総合計画の将来都市像の実現に向けた良好な景観形成の具体的な取り組みを促進するため、景観法(平成16年6月18日法律第110号)第8条の規定に基づき定めるものです。

また、本計画は中津川市景観条例とともに、中津川市の景観まちづくり制度として運用するものです。



第2章

景観計画区域

2-1 景観計画区域

本計画では身近にある良好な景観について意識を醸成することを「景観に気づく(発掘・学び)」、自然や歴史・文化等の幾多の年月を経て引き継がれてきた景観を保全していくことを「景観を守る(保全)」、修景等によって景観を整備し維持していくことを「景観を育てる(整備)」、既存の景観に新たな創造を加え、その価値を高めることを「景観をつくる(創造)」と定義づけ、これらに総合的に取り組むことによって、良好な景観形成を図ります。

中津川市の景観特性は「山なみ」と「河川」、そして「街道」に代表されますが、景観形成を図っていくべき「景観計画区域」については次のような2つの観点から設定します。

- ①景観法に位置づけられた条件に合致すること
- ②景観の特性や現状に基づく景観形成に向けての考え方

①区域としての位置づけ

- 地域の自然、歴史、文化等からみて、地域の特性にふさわしい良好な景観を形成する必要がある。
- 地域間の交流の拠点となる土地の区域であって、当該交流の促進に資する良好な景観を形成する必要がある。
- 地域の土地利用の動向等からみて、不良な景観が形成されるおそれがある。

②景観形成の考え方

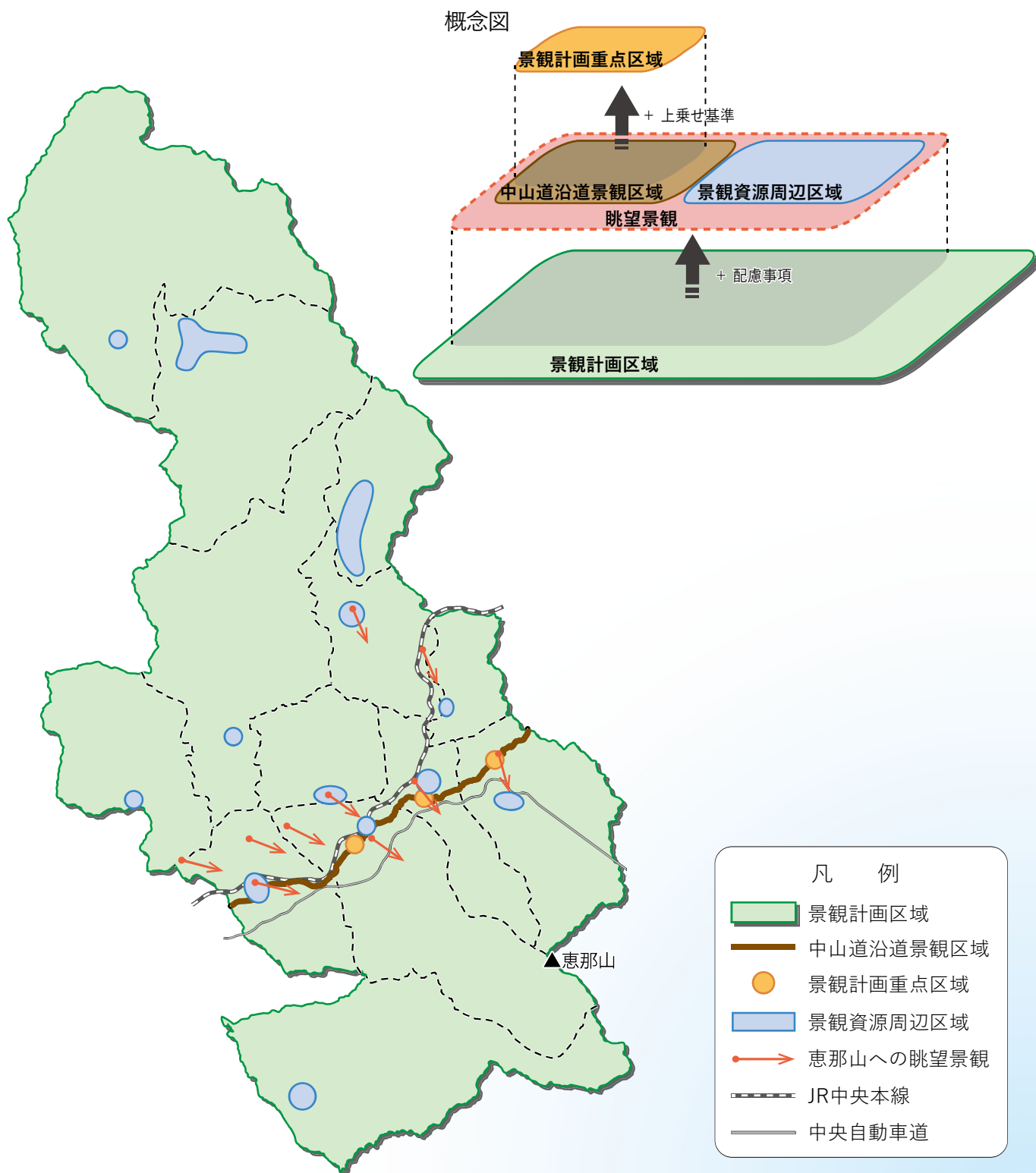
- 市の景観特性である山なみや河川の美しい自然景観や、中山道沿道の街道景観を今後も守り、育て、つくっていく。
- 景観は時間の変化に併せ、その姿を変える。景観保全が早急に求められる地区の景観から順次守り、育て、つくっていく必要がある。
- 景観形成には市民が中心となって守り、育て、つくっていく積み重ねが必要である。すでに取り組みが始まっている区域から重点的に始める。

対象となる区域を決定

山なみや河川の美しい自然景観と宿場町に代表される街道のまちなみ景観を守り、育て、つくっていくために、市域全域を「景観計画区域」とし、良好な景観形成に向けて取組めます。景観計画区域内には、恵那山をはじめとする多くの優れた眺望景観があり、これらについても守り、育てていく必要があります。

さらに中山道に面する区域を「中山道沿道景観区域」とし、なかでも既に市民が中心となって取組みが始まっている宿場町等の区域を重点的に景観形成に取り組む「景観計画重点区域」とします。

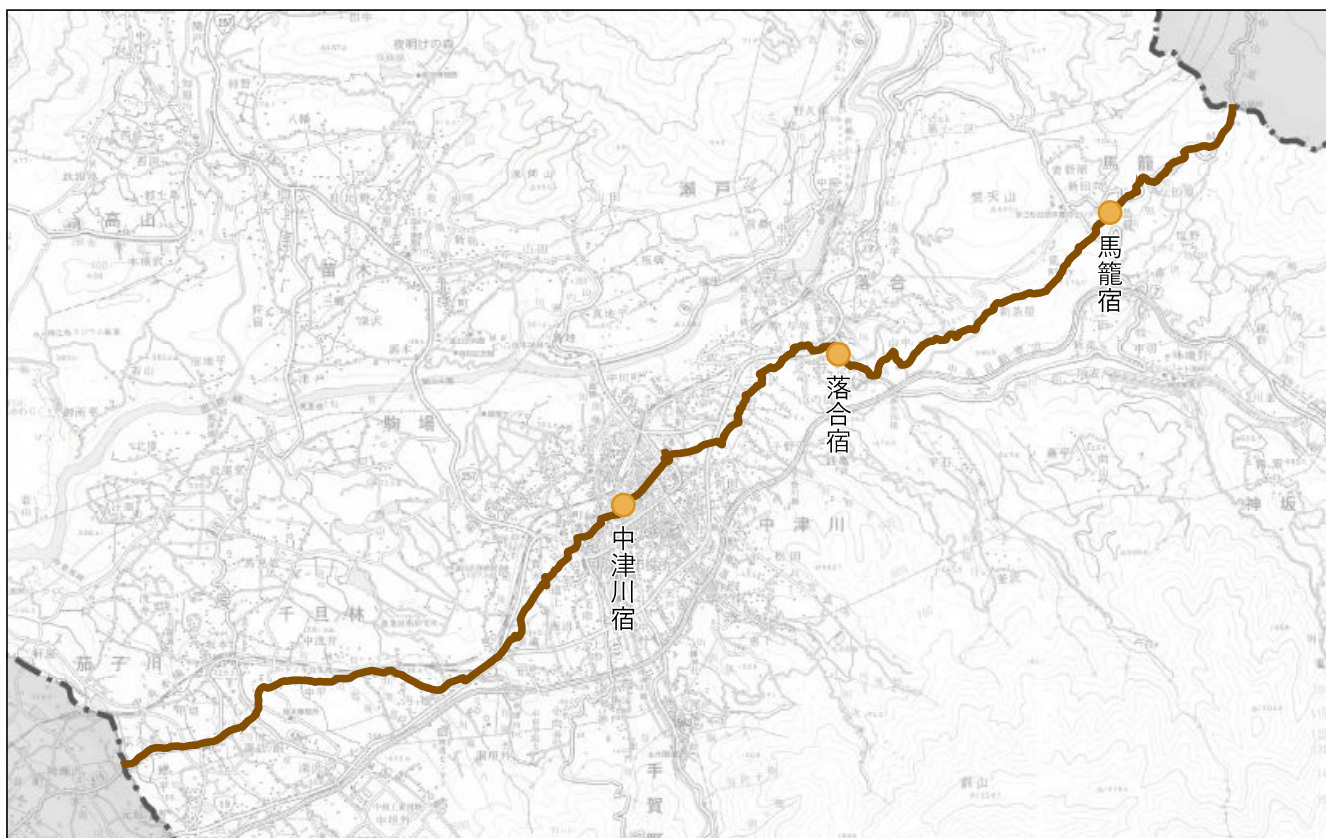
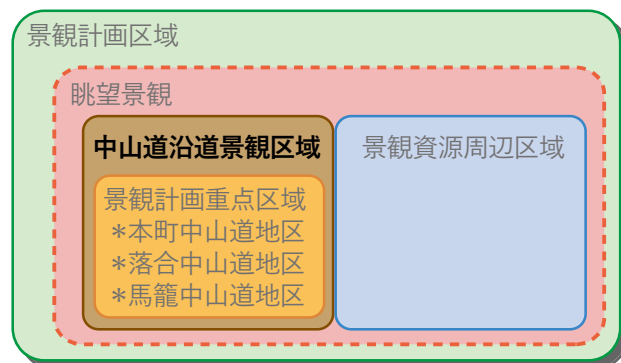
また、地域の個性のある景観資源を中心に景観を形成する範囲を「景観資源周辺区域」として、中山道沿道景観区域と並ぶ位置付けとします。



2-2 中山道沿道景観区域

中津川市の景観特性である街道のひとつ「中山道」は中津川市内を東から西へと通っており、馬籠宿、落合宿、中津川宿の3宿があります。宿場町を中心とした区域は重点的に景観形成に取り組む景観計画重点区域に設定しますが、宿と宿をつなぐ中山道の沿道を一体感のある景観として守り育てるため、中山道の沿道全域を「中山道沿道景観区域」に設定します。

概念図

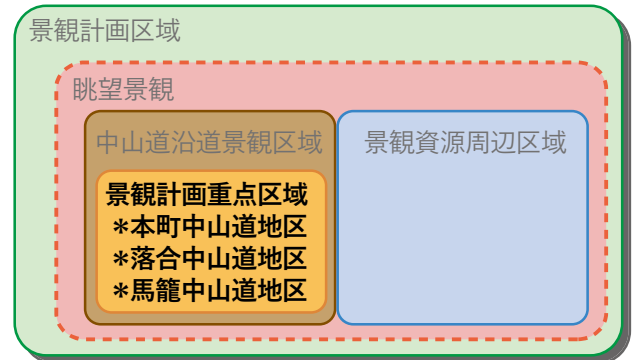


※区域は中山道及び中山道に面した敷地について設定します。

2-3 景観計画重点区域

中津川市の景観の特性でもある宿場町の街道のまちなみ景観を守り、育て、つくっていくために、景観計画区域のうち、かつて中津川宿、落合宿、馬籠宿があった地区を中心に景観計画重点区域として「本町中山道地区」「落合中山道地区」「馬籠中山道地区」を設定します。

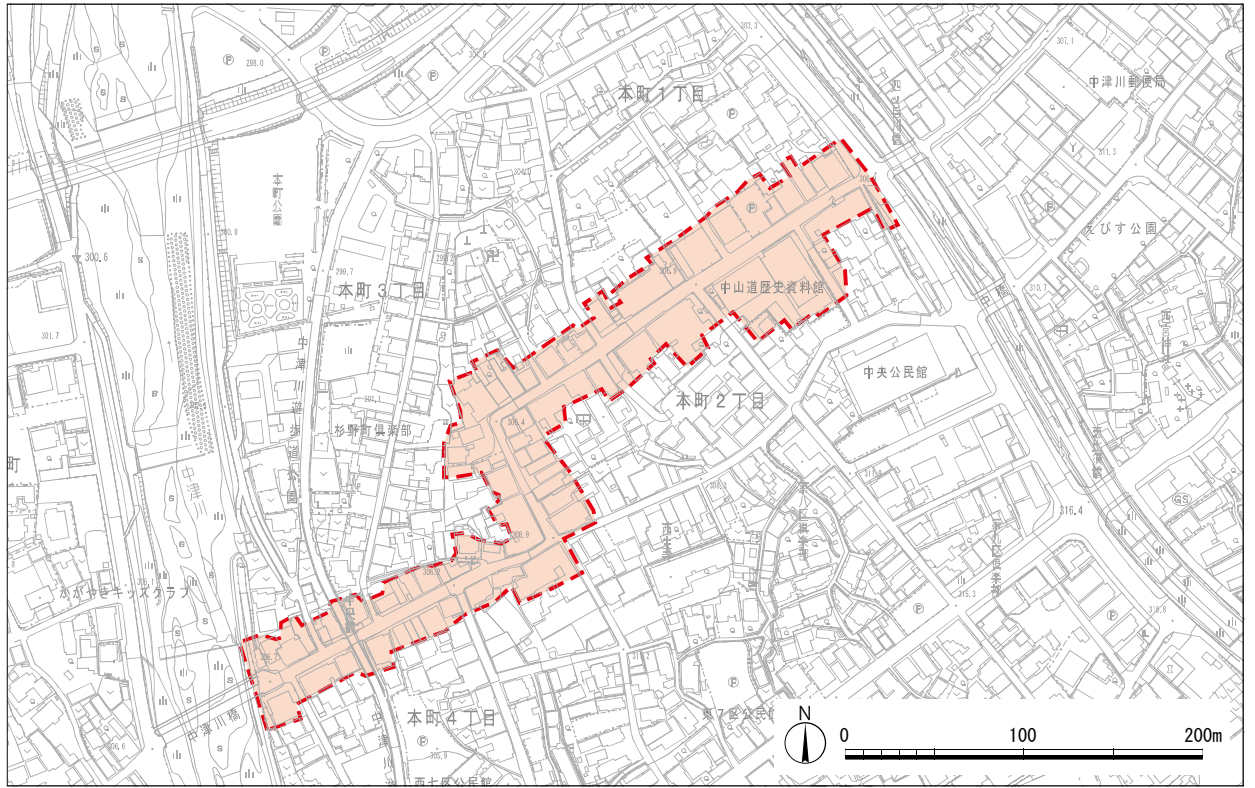
概念図



地区名称	地区の概況と区域
本町中山道地区	中山道宿場町中津川宿地区のうち、中津川から四ツ目川までを本町中山道地区とします。
落合中山道地区	中山道宿場町落合宿地区のうち、北の枡形から南の枡形までの宿場町の中心部を落合宿地区とします。また、落合の石畳が残る地区を落合石畳地区とします。
馬籠中山道地区	中山道宿場町馬籠宿地区のうち、現在も交流拠点となる馬籠宿入り口から馬籠のふるさと広場見晴台北側の敷地までを馬籠宿地区とします。また、街道沿いの集落を新茶屋地区、峠地区とします。

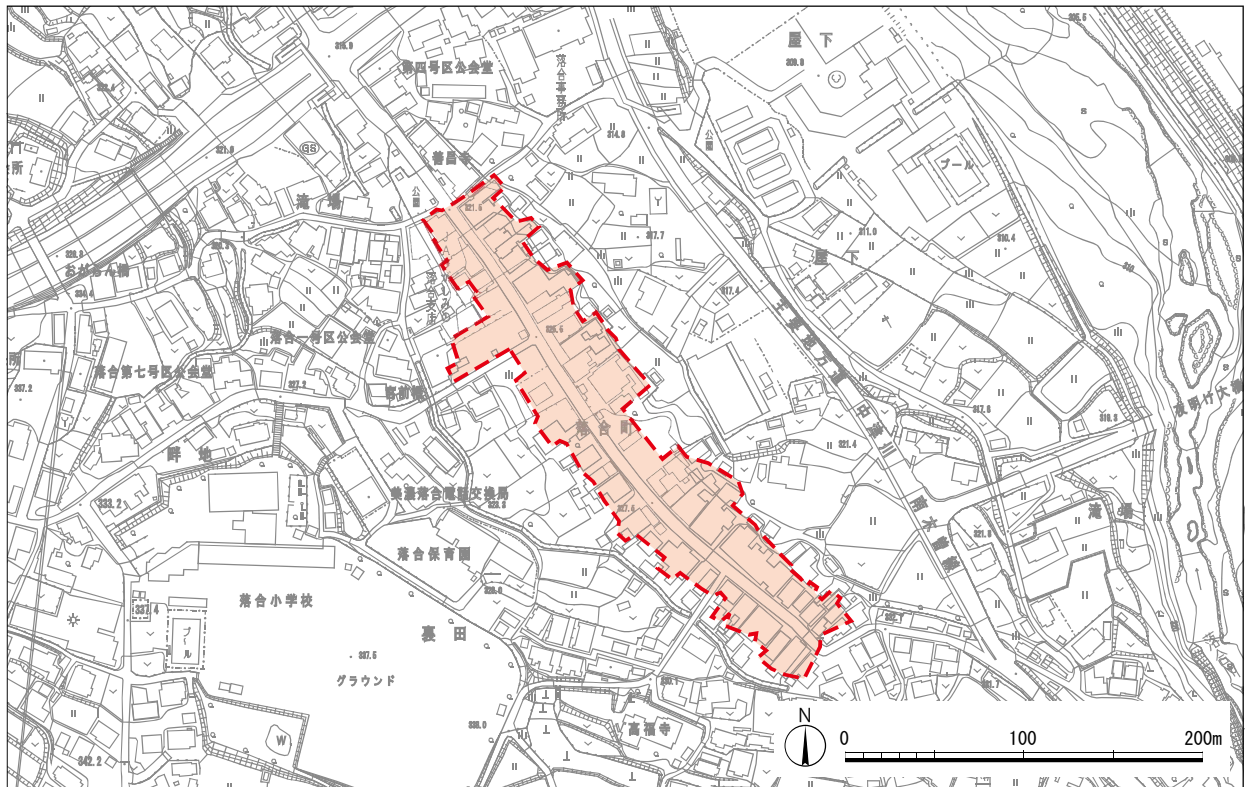
※区域は中山道及び中山道に面した敷地について設定します。

■ 本町中山道地区

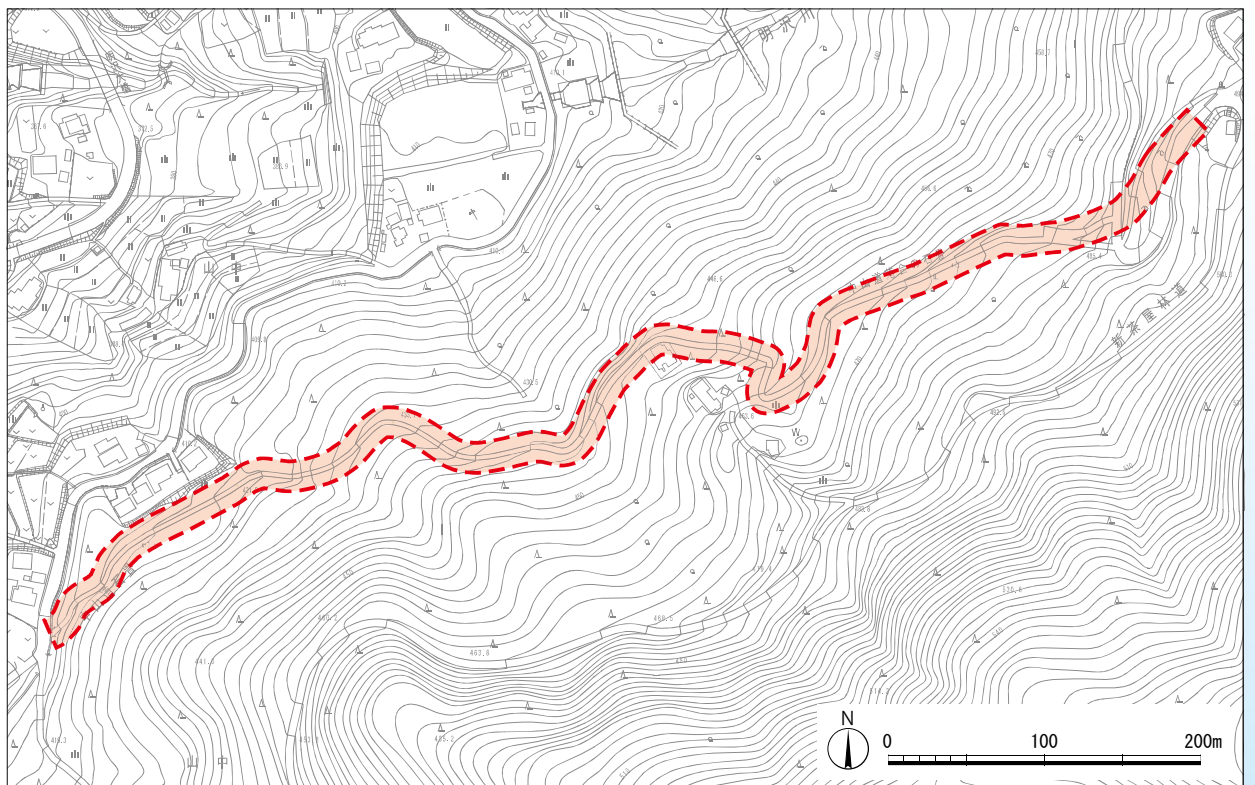


■ 落合中山道地区

落合宿地区

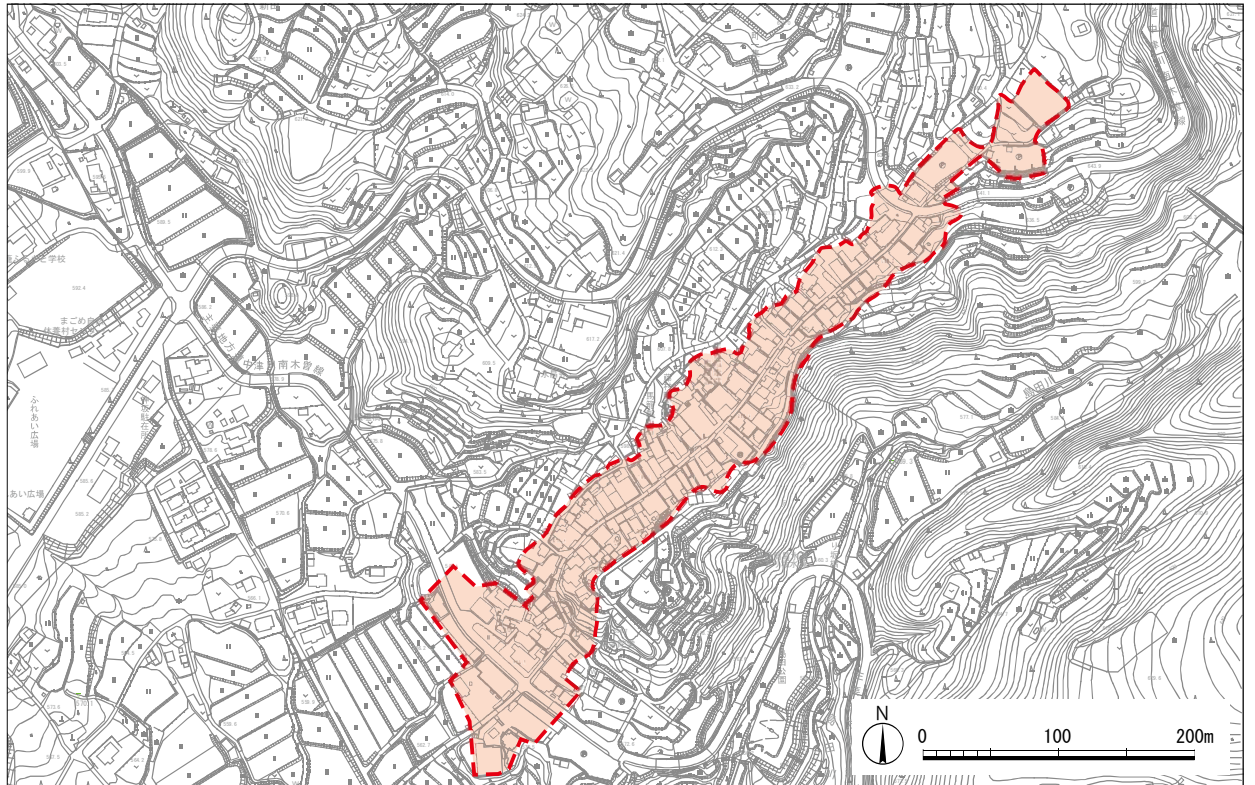


落合石畳地区

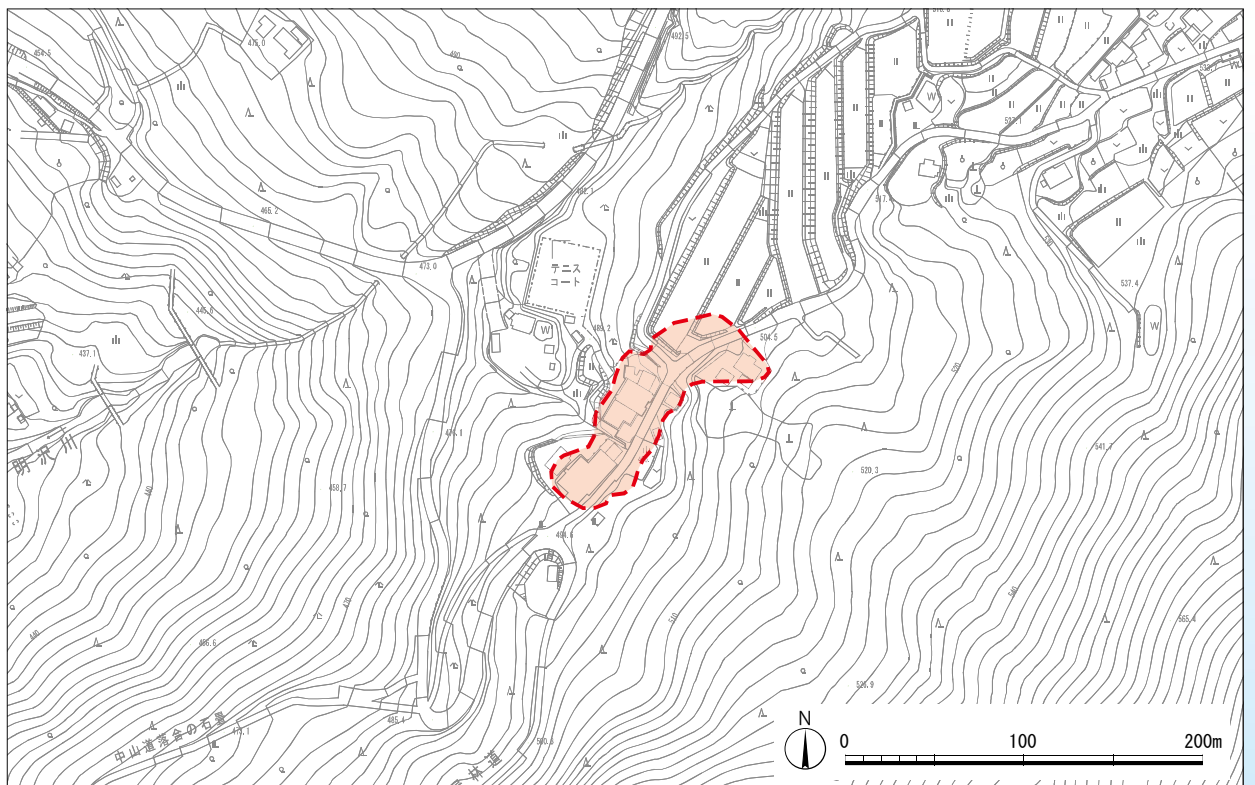


■ 馬籠中山道地区

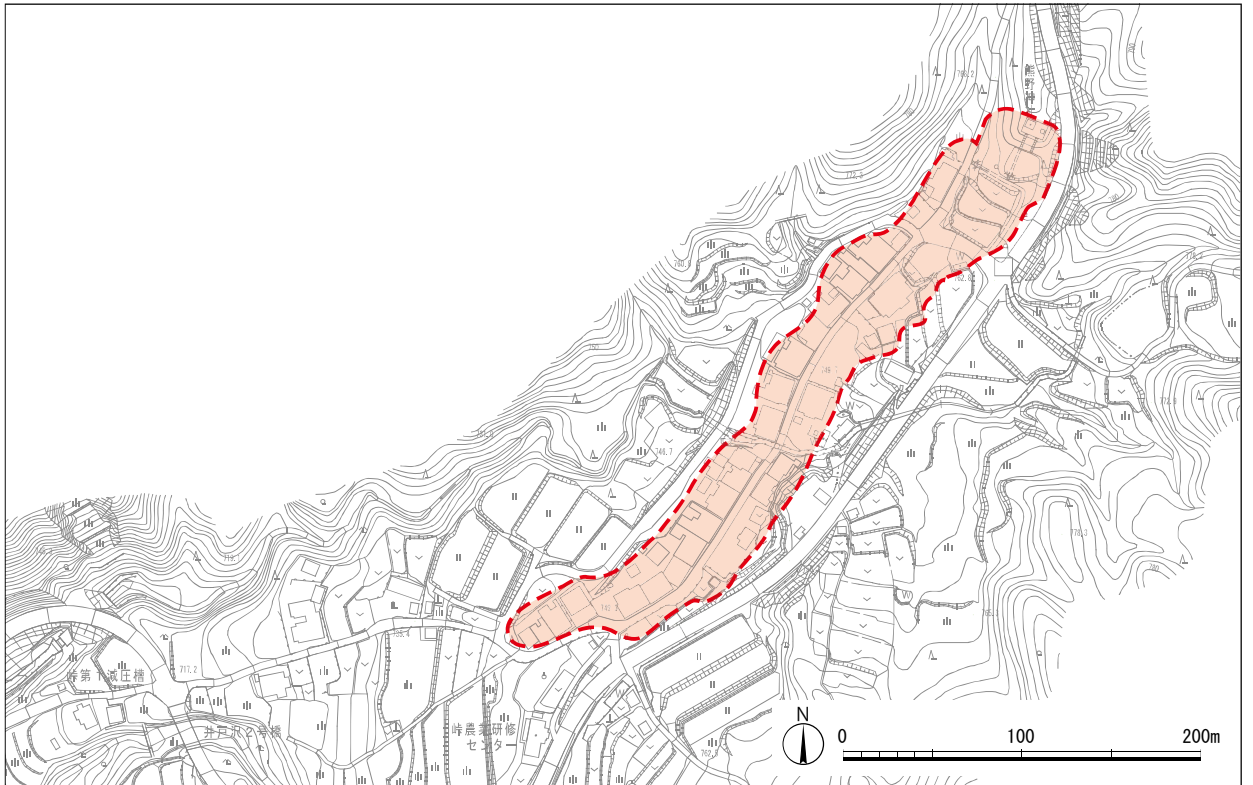
馬籠宿地区



新茶屋地区



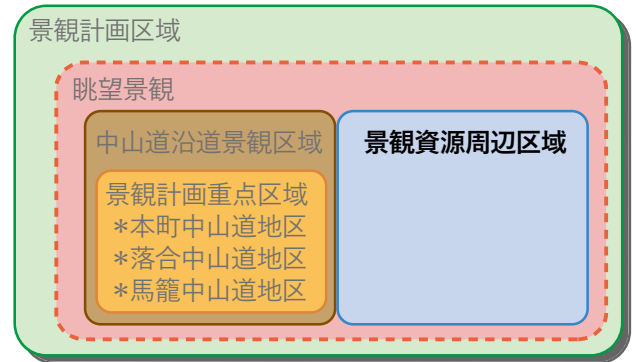
峠地区



2-4 景観資源周辺区域

中津川市内の13の地区には、それぞれ大切にされてきた景観資源があり、その周辺では、その地区らしい景観を形成しています。景観資源を含み景観を形成する範囲において、「景観資源周辺区域」を設定します。なお、景観資源周辺区域は今後、景観計画重点区域として位置づけることを目標とします。

概念図



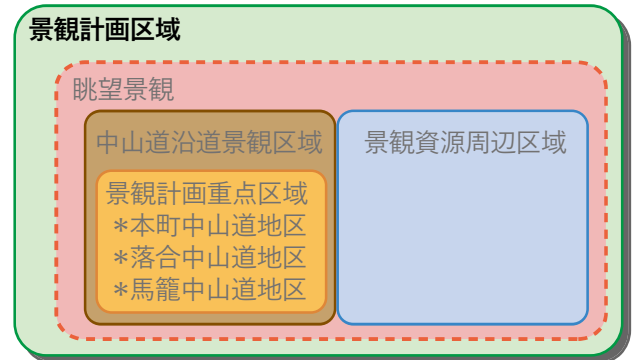
第3章

景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針

3-1 景観計画区域

(1) 景観形成の方針

景観計画区域全体として、「山なみ」と「河川」そして「街道」という景観特性を守り、育て、つくっていくために景観形成の方針を定めます。



1. 山なみ及び山々の眺望を守る

景観計画区域の後背に位置する恵那山等の山なみ(スカイライン)を遮ることのないよう配慮します。

2. 美しい河川や田園集落景観を守り育てる

周辺環境に大きな影響を及ぼす開発等については、地域の自然、歴史、文化等を尊重することにより、河川や田園集落と調和した景観形成を図ります。

3. 街道の景観を守り育てる

中山道の宿場町であった地区あるいは街道の拠点となる地区については、街道の建築物※が並ぶまちなみを守り、育てていくために、重点的に街道の景観形成に取り組めます。

4. 次世代へと継承する新しい景観をつくる

宿場町等を中心とした街道の建築物が並ぶまちなみの景観形成と併せて、大規模建築物に※ついて配慮し、古いものと新しいものが調和する中津川らしい景観をつくりだします。

リニア中央新幹線開業や国内外の観光客の増加などの更なる発展が期待される中で、多くの人々が訪れ、交流がはぐくまれるまちを目指し、市民が主体となる景観まちづくりに取り組めます。

※街道の建築物:江戸期以前の中山道の宿場町に特徴的な意匠を用いた建築物を「街道の建築物」とする。

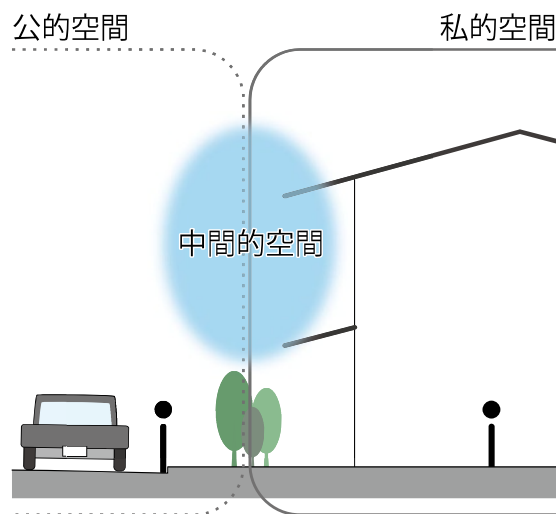
※大規模建築物:延べ床面積1,000㎡以上の建築物とする。

(2) 景観まちづくりの取組み方針

私たちを取り巻く環境は、敷地等の私的空間と道路、河川等の公的空間から成り立っています。私的空間はその所有者である市民や事業者が作り、公的空間は行政が整備をしています。

景観形成にあたっては、私的空間と公的空間が接する「中間的空間」を市民、事業者、行政の協働によって守り、育て、つくっていくことが必要になります。

景観計画区域の景観形成の方針を踏まえ、景観まちづくりとしての景観形成を進めることで、中津川市らしい個性ある良好な景観形成を展開します。



1. 協働による景観まちづくり

市民・事業者・行政が一体となり、美しい中間的空間を守り、育て、つくっていくための取組みを実施します。

2. 市民が主体となる景観まちづくり

個々、又は、地区・地域単位での取組みにより、特色のある活発な景観まちづくりを促進します。

3. テーマ別の景観まちづくり

市民・事業者・行政がもつ役割を明確にし、それぞれの立場から良好な景観形成のために、「気づく」、「守る」、「育てる」、「つくる」ための必要な取組みを実施します。

(3) 景観類型別の景観形成の方針

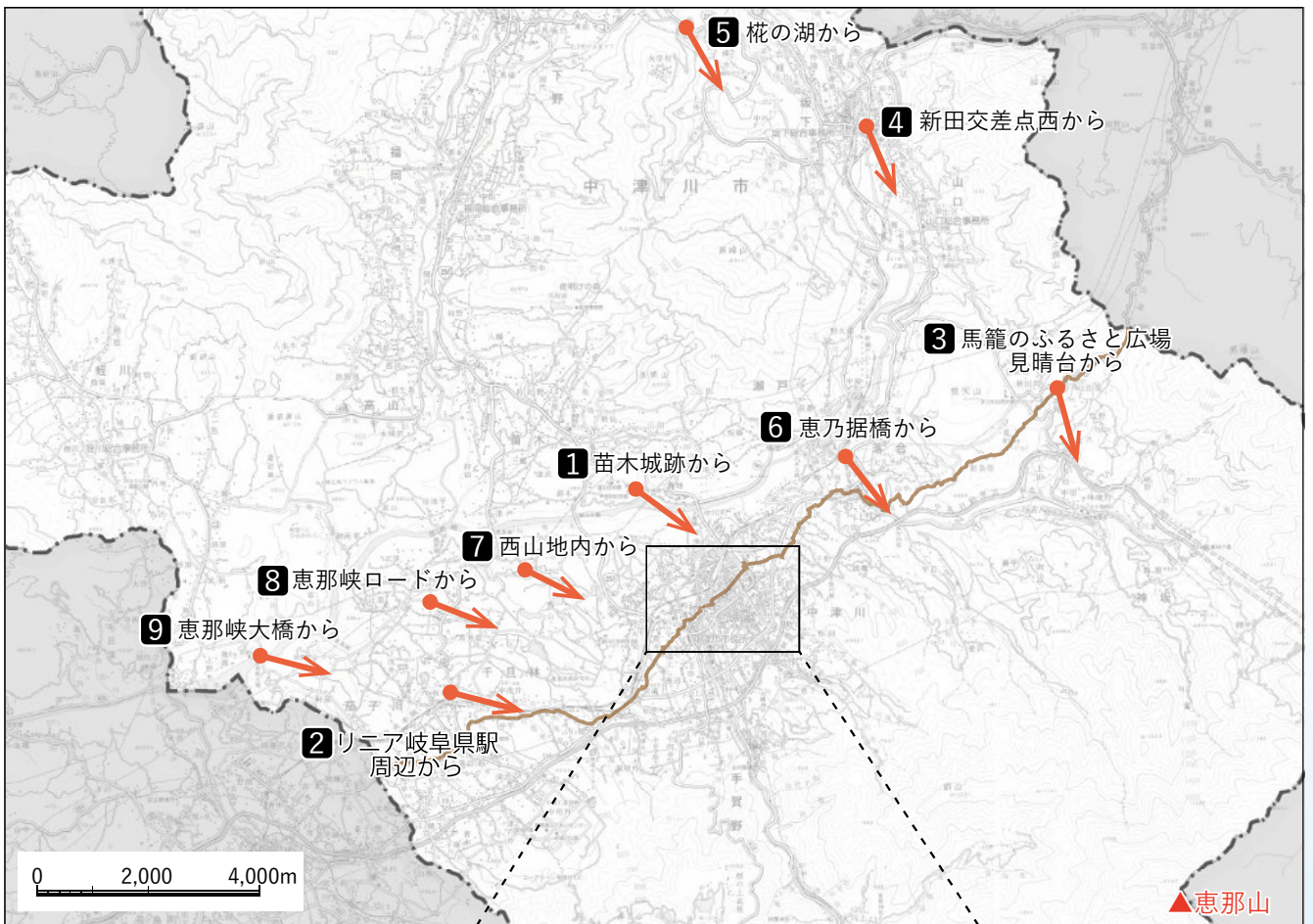
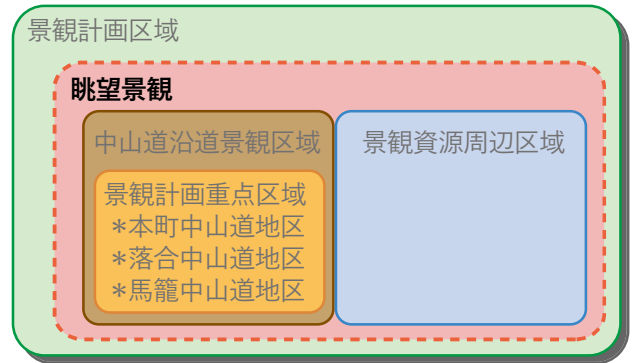
景観計画区域全体としての景観形成の方針を受けて、山地、田園地、郊外地、市街地の4つの景観ゾーンと山なみ、河川、歴史、田園集落、沿道、市街地景観の6つの景観類型に分け、それぞれの景観形成の方針を設定します。

景観ゾーン	景観類型	景観形成の方針
山地	山なみ景観	<ul style="list-style-type: none"> 山なみとその裾野の雄大な景観を阻害することなく、地形と調和した景観形成を目指します。 紅岩などの中津川市特有の奇岩や緑豊かな森林を保全し、自然との調和した景観形成に努めます。
田園地	歴史景観	<ul style="list-style-type: none"> 中山道の街道のまちなみを守り育てていくために景観計画重点区域を指定します。 旧街道の歴史をうかがうことができる道標や古木等を守るように努めます。
	田園集落景観	<ul style="list-style-type: none"> 建築物等の意匠及び色彩については田園地の水と緑との調和を重視し、集落地としてまとまりのある景観形成に配慮します。 地域の資源である石積や水路を保全し、情緒ある景観形成に努めます。
郊外地	河川景観	<ul style="list-style-type: none"> 新しい市街地や田園集落など周辺環境と調和した河川景観の形成を目指します。
	歴史景観	<ul style="list-style-type: none"> 中山道の街道のまちなみを守り育てていくために景観計画重点区域を指定します。 旧街道の歴史をうかがうことができる道標や古木等を守るように努めます。
	田園集落景観	<ul style="list-style-type: none"> 建築物等の意匠及び色彩については田園地の水と緑との調和を重視し、集落地としてまとまりのある景観形成に配慮します。 地域の資源である石積や水路を保全し、情緒ある景観形成に努めます。
	沿道景観	<ul style="list-style-type: none"> 幹線道路や広域農道等、それぞれの特性に応じ、周辺環境と調和する沿道景観形成に努めます。
	市街地景観	<ul style="list-style-type: none"> 田園地等に連続する住宅地の建築物等の意匠及び色彩については周辺との調和を重視し、敷地緑化や緩衝緑化等に努め、周辺環境と調和した景観形成を図ります。 大規模建築物については周辺に圧迫感を与えない意匠とし、また色彩については落ち着いた色彩とし、周辺との調和を重視したより良い景観形成を図ります。
市街地	河川景観	<ul style="list-style-type: none"> 市街地など周辺環境と調和した河川景観の形成を目指します。 水と緑のオープンスペースとして守り育てていきます。
	歴史景観	<ul style="list-style-type: none"> 中山道の街道のまちなみを守り育てていくために景観計画重点区域を指定します。 旧街道の歴史をうかがうことができる道標や古木等を守るように努めます。
	沿道景観	<ul style="list-style-type: none"> 幹線道路や生活道路等、それぞれの特性に応じ、周辺環境と調和する沿道景観形成に努めます。
	市街地景観	<ul style="list-style-type: none"> 大規模建築物については周辺に圧迫感を与えない意匠とし、また色彩については落ち着いた色彩とし、周辺との調和を重視したより良い景観形成を図ります。

(4) 眺望景観の保全に関する方針

中津川市を代表する恵那山の眺望を尊重し、直近の眺望点から恵那山を背景にした際に稜線を越えることのないように建築物・工作物を配置し、調和させます。台地上においては建築物や工作物を稜線に沿うように配置デザインし、自然に逆らわないようにし、緑化等で修景します。

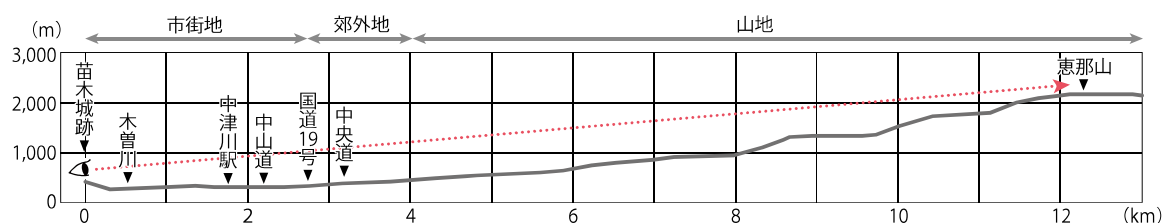
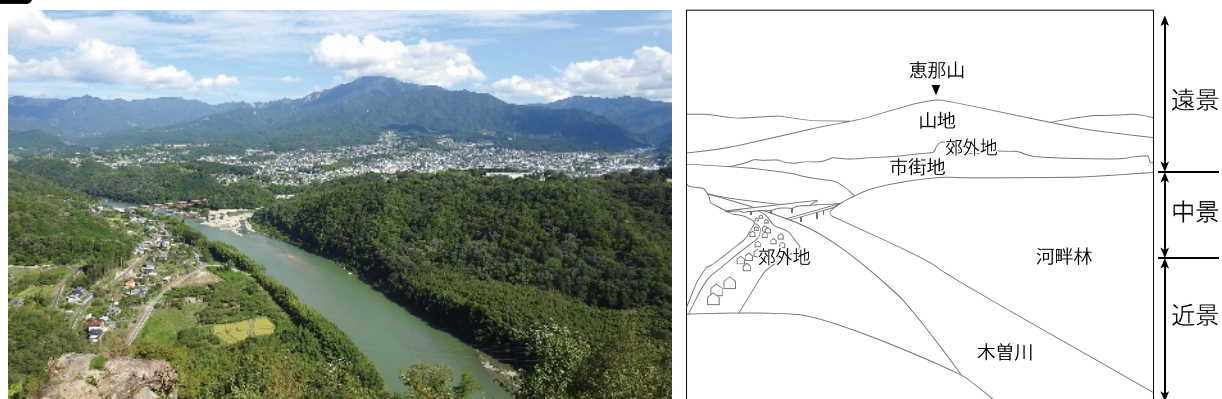
また、恵那山のほか、笠置山、御嶽山、中央アルプスなどの山なみ、木曽川、落合川等の河川等を望む優れた眺望についても尊重していく必要があります。



眺望景観のうち特に中津川市の心像(イメージ)を際立たせ、市民から広く愛される眺望について配慮事項を定めることで愛着と誇りを一層醸成させていきます。

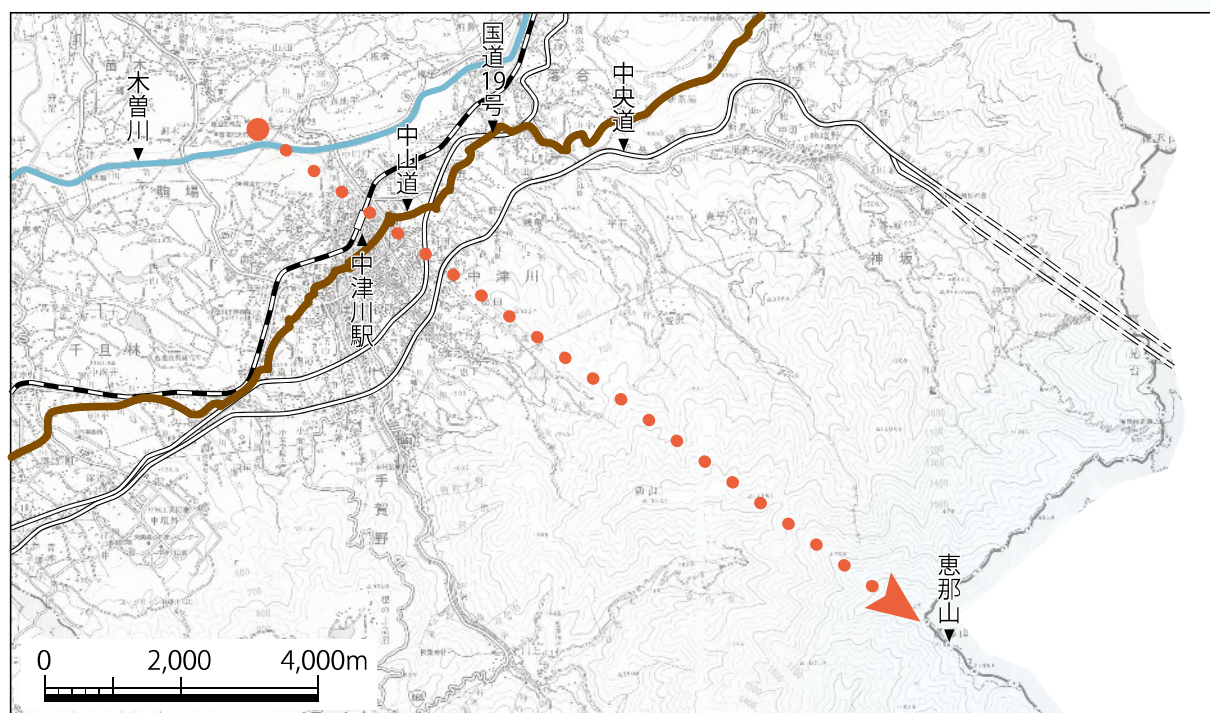
特に市民から親しまれた眺望点である「苗木城跡」、及び、今後大きく発展することが見込まれる「リニア岐阜県駅周辺」については、眺望方針を詳述します。

1 苗木城跡からの眺望方針

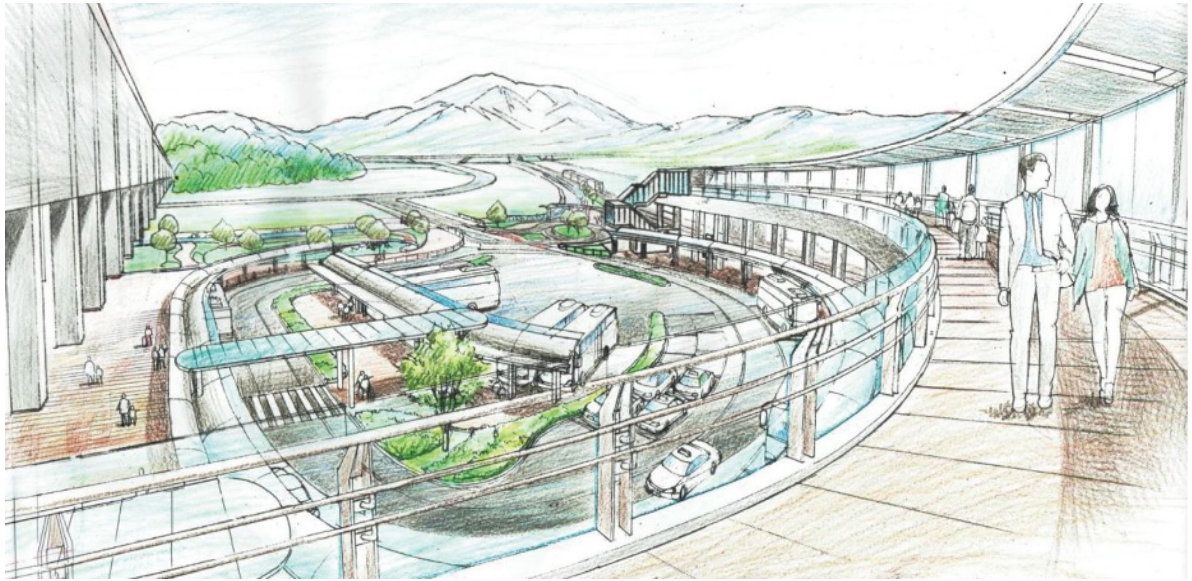


■ 配慮事項

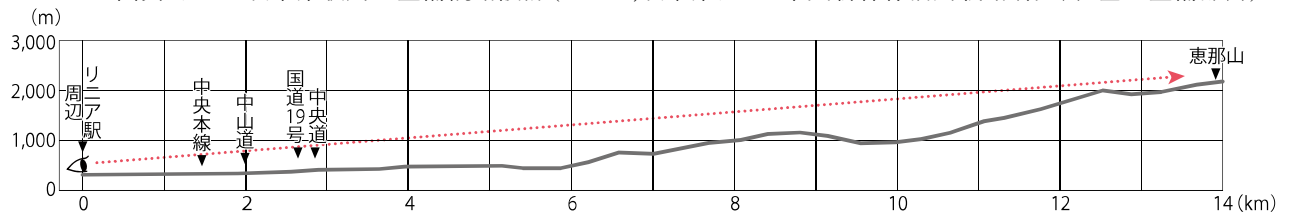
- (近景) 建築物・工作物は、自然景観に調和する素材・意匠を使用します。
- (中景) 大規模建築物の外壁・建築物の屋根・屋上看板は、落ち着いた色彩を使用します。
- (遠景) 鉄塔は、落ち着いた色彩を使用します。
太陽光発電設備は、斜面や山の稜線に配慮し、眺望点から目立たないように配置します。



2 リニア岐阜県駅周辺からの眺望方針



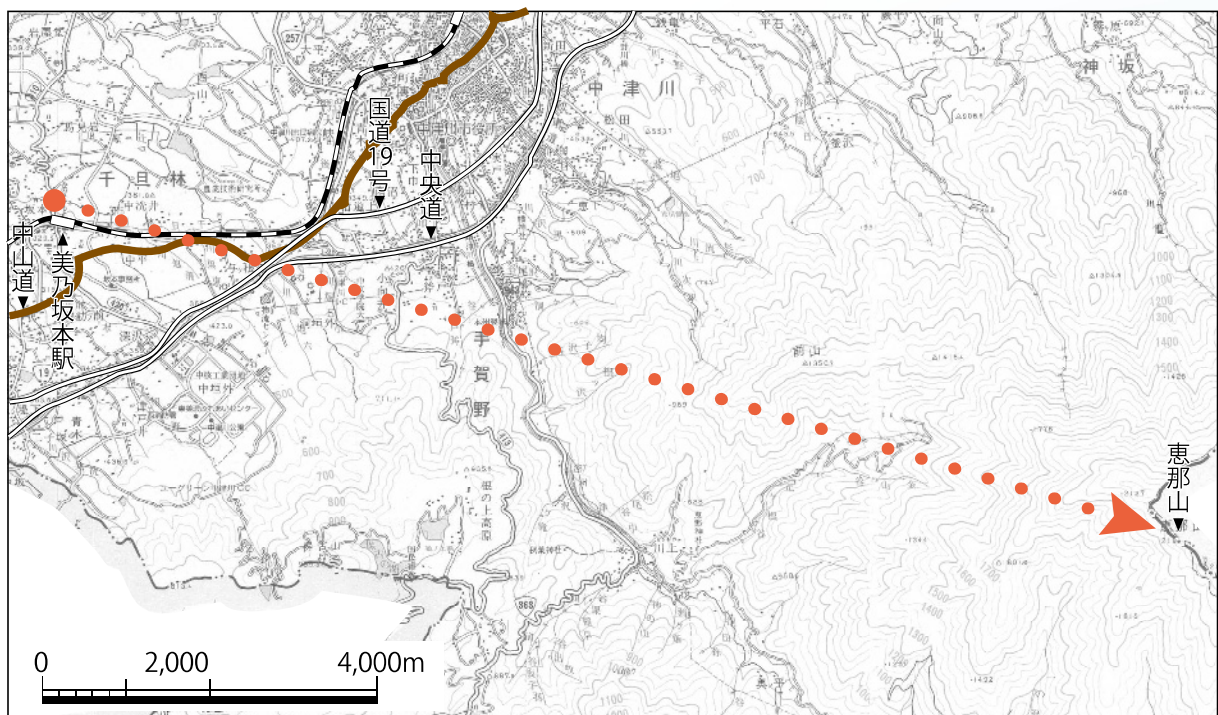
出典：リニア岐阜県駅周辺整備概略設計（H28.3,岐阜県リニア中央新幹線活用戦略研究会・基盤整備部会）



■ 配慮事項

（近景）建築物・工作物は、恵那山への眺望を尊重するとともに、中津川市の自然や歴史文化のこれまでの流れを理解し、その流れにふさわしい未来に向けた、デザイン、色彩とします。

（中遠景）建築物・工作物は、玄関口からの見え方を意識し、高さ、デザイン、色彩等について恵那山への眺望を阻害しないように努めます。



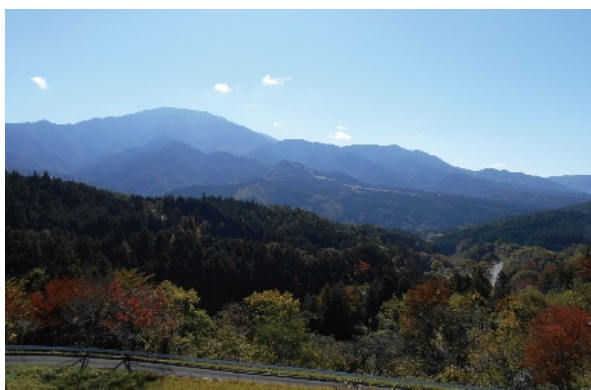
3～12 その他の眺望点における眺望方針

■ 配慮事項

(近景) 背景となる山なみ、空、河川や湖の水、田園地の水と緑について配慮し、落ち着いた色彩を使用します。

(中遠景) 恵那山への眺望を尊重し、建築物・工作物の高さ、規模、配置は、稜線を越えないようにします。

3 馬籠のふるさと広場 見晴台



4 新田交差点西



5 桜の湖



6 恵乃据橋



7 西山地内



8 恵那峡ロード



9 恵那峡大橋



10 中津川駅前



11 桃山公園



12 中津川橋

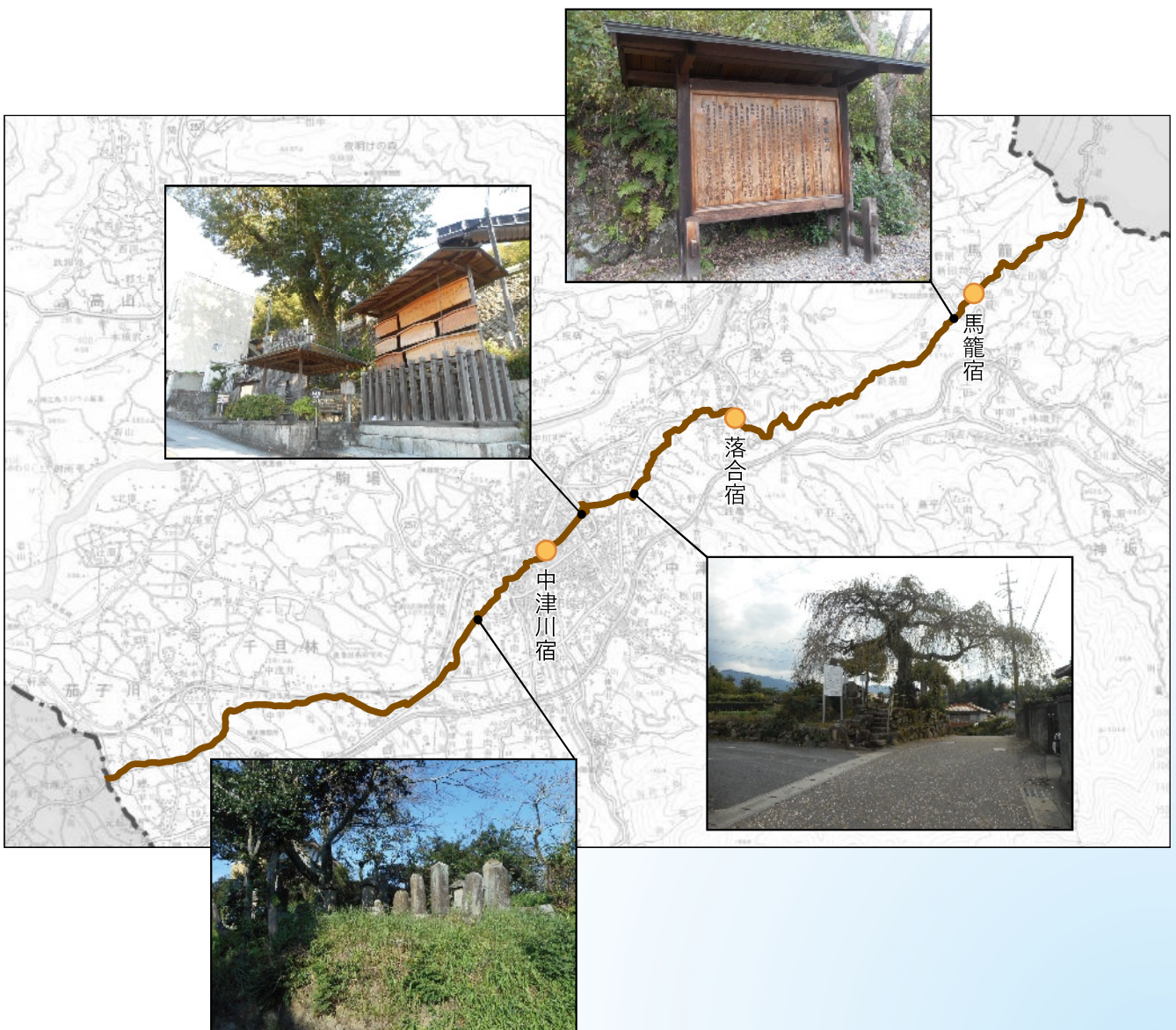
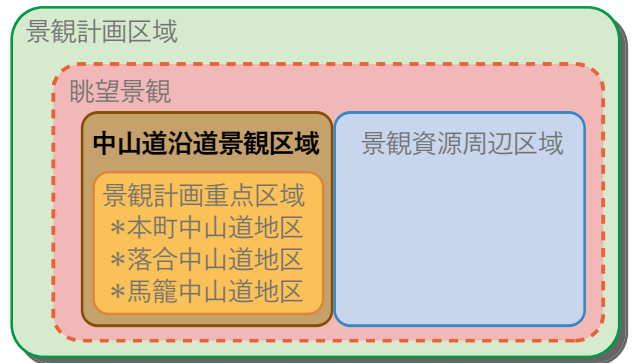


3-2 中山道沿道景観区域

(1) 景観形成の方針

中山道らしさを演出する景観整備(特殊舗装等)に取り組めます。その沿道に残る道標や一里塚、高札場の遺構等を守り育てます。また中山道沿道にふさわしい景観を守り育てるために道路に面した敷地の緑化を推奨します。

1. 歴史的な建築物の保全と、歴史的なまちなみのなかでの新規の建築物の調和を図ります。
2. 遠方に見える山なみや河川、田園などの周辺環境を尊重します。
3. 中山道らしいおもむきとにぎわいの演出をします。



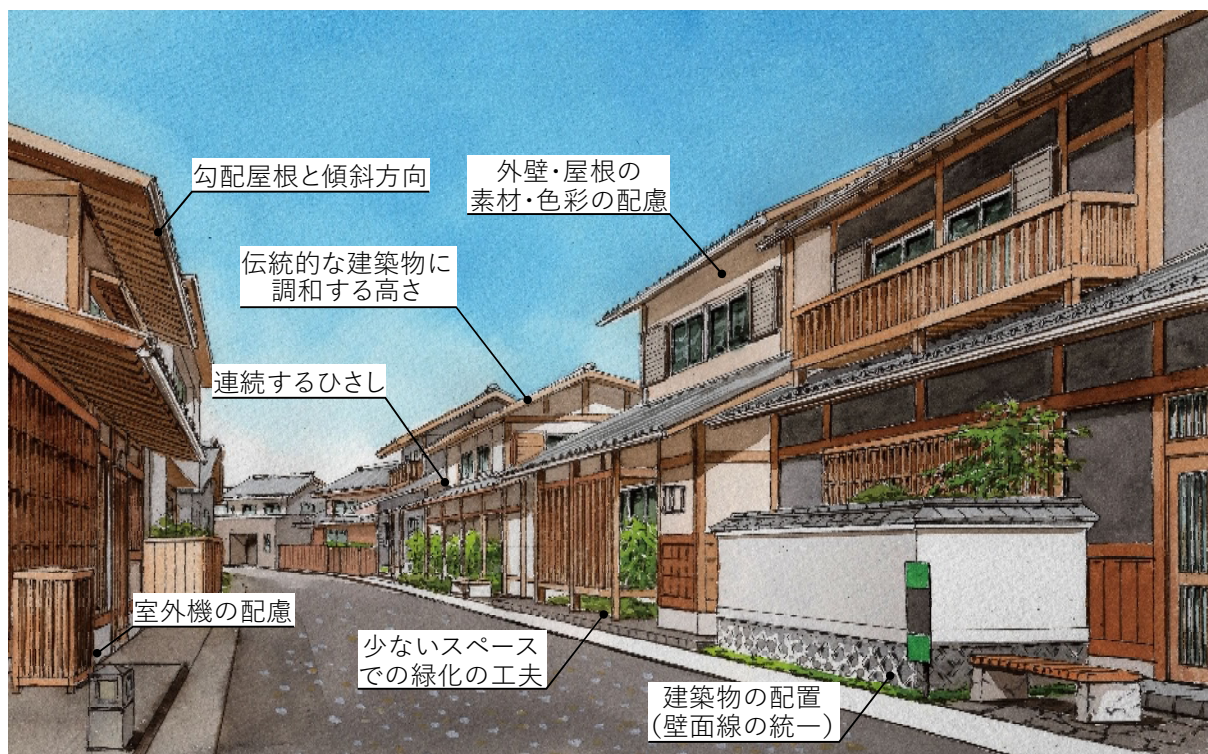
■要素別の景観形成の方針

中山道沿道景観区域としての景観形成の方針を受けて、下記の景観要素について10の景観形成の方針を設定し、中山道らしい景観形成を目指します。

景観要素		景観形成の方針
建築物	まちなみ	<ul style="list-style-type: none"> ・中山道の情緒が感じられるまちなみを残します ・伝統的な建築物の要素とスケール感を取り入れます ・中山道らしさと商業地としてのにぎわいを両立します
	眺望	<ul style="list-style-type: none"> ・中山道の背景に広がる風景を意識します ・視界の変化による風景の見え方を意識します
ランド スケープ ※	道路	<ul style="list-style-type: none"> ・中山道のつながりが感じられる空間を創出します
	サイン	<ul style="list-style-type: none"> ・歩行者にとってわかりやすさ・利便性・安全性を重視します
	夜間	<ul style="list-style-type: none"> ・中山道の情緒的な雰囲気演出します
	緑	<ul style="list-style-type: none"> ・歩いて楽しめるうるおいのある空間を創出します
	太陽光	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電設備は、中山道からの眺望に配慮します

※ランドスケープ：風景や景色のこと。ここでは、景観を構成する要素について述べています。

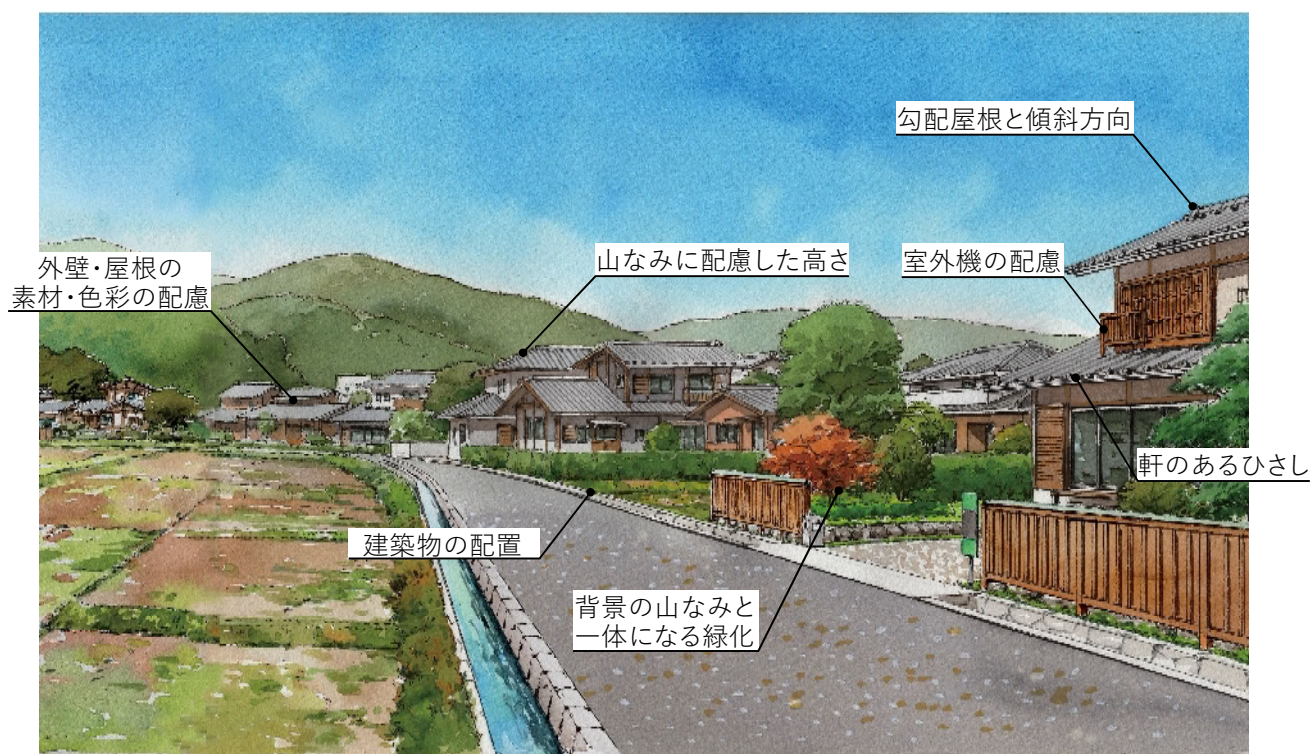
【市街地における配慮事項】



【起伏のある場所における配慮事項】



【視界の開けた場所における配慮事項】

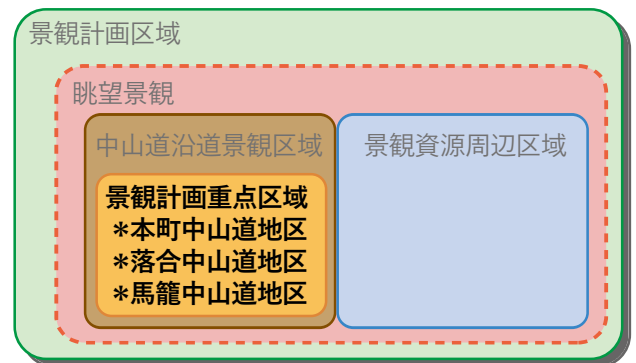


※配慮事項については、中津川市景観計画運用マニュアル(中山道沿道景観区域における空間演出方針)に詳細を掲載します。

3-3 景観計画重点区域

(1) 景観形成の方針

1. 宿場町等の歴史文化を継承する住み良いまちにします。
2. まちなみ保全、修景等により宿場町等がうかがえるまちなみ景観の再生に取り組めます。
3. 住む人が誇りに思い、訪れる人がまた来たいと思うまちにします。



(2) 各景観計画重点区域の景観形成の方針

≡ 本町中山道地区

【良好な景観形成の方針】

- ① 古いものと新しいものが調和した中津川宿場町のまちなみ景観を守り、育てていきます。
- ② 花や緑の植栽により宿場町としての統一感を演出し、まちなみ景観形成を図ります。
- ③ 街道の建築物と一体となった宿場町地区にふさわしい公共空間をつくります。

【要素別景観形成の方針】

要素	景観形成の方針
建築物・工作物の形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中山道に面する建築物については、街道の建築物の意匠を採り入れ、周辺の建築物との調和を図ります。街道の建築物の特徴を持つ建築物についてはその特徴の保存に努め、原則として現状維持し、復元修理を行います。やむを得ず除却する場合は除却以前の景観を損なわないようにします。 ・ 建築物の高さの統一と屋根形状の統一により、まちなみの統一感をつくります。 ・ 屋外に設ける空調室外機、燃料庫やゴミ箱等については、建築物の外壁素材に統一させる等の修景を行います。 ・ 店舗となる建築物等においては、ひさしを取り外し、建築物の前面を覆う看板を設けることを避け、まちなみの連続性を保ちます。 ・ 看板については、地区で大きさ、色彩、デザインなどを統一することを推奨し、そのための指針をつくります。 ・ 木、石、瓦、土等の自然素材を使用し、まちなみ景観を損なわないように配慮します。
建築物・工作物の色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・ 黒、茶、白を中心とし、背景となる空と水と緑に調和した色彩とします。広告物等については、彩度の高い色はアクセント的に用い、全体としては落ち着いた色彩とします。
敷地及び道路との関係等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 街道のまちなみをつくるために壁面線の統一を図ります。 ・ 中山道に沿って設置される街道案内板や説明板は統一デザインとします。
緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・ まちなみの統一感を演出するため、敷地と道路、水路等との調和を図る緩衝として花や緑の植栽を推進します。

落合中山道地区

落合宿地区

【良好な景観形成の方針】

- ①街道の往来が偲ばれる落合宿場町のまちなみ景観を育てていきます。
- ②落合宿本陣等の建造物等と調和したまちなみ景観形成を図ります。
- ③街道の建築物と一体となった宿場町地区にふさわしい公共空間をつくります。

【要素別景観形成の方針】

要素	景観形成の方針
建築物・工作物の形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中山道に面する建築物については、街道の建築物の意匠を採り入れ、周辺の建築物との調和を図ります。街道の建築物の特徴を持つ建築物についてはその特徴の保存に努め、原則として現状維持し、復元修理を行います。やむを得ず除却する場合は除却以前の景観を損なわないようにします。 ・ 建築物の高さの統一と屋根形状の統一により、まちなみの統一感をつくります。 ・ 屋外に設ける空調室外機、燃料庫やゴミ箱等については、建築物の外壁素材に統一させるなどの修景を行います。 ・ 店舗となる建築物等においては、ひさしを取り外し、建築物の前面を覆う看板を設けることを避け、まちなみの連続性を保ちます。 ・ 看板については、地区で大きさ、色彩、デザインなどを統一することを推奨し、そのための指針をつくります。 ・ 木、石、瓦、土等の自然素材を使用し、まちなみ景観を損なわないように配慮します。
建築物・工作物の色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・ 黒、茶、白を中心とし、背景となる空と水と緑に調和した色彩とします。広告物等については、彩度の高い色はアクセント的に用い、全体としては落ち着いた色彩とします。
敷地及び道路との関係等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 街道のまちなみをつくるために壁面線の統一を図ります。 ・ 中山道に沿って設置される街道案内板や説明板は統一デザインとします。
緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・ まちなみの統一感を演出するため、敷地と道路、水路等との調和を図る緩衝として花や緑の植栽を推進します。

落合石畳地区

【良好な景観形成の方針】

- ①中山道石畳を中心とした木立のなかを抜ける街道にふさわしい景観を守ります。
- ②石畳と一体となって街道の景観を形成している山林を守ります。
- ③石畳を守り、育てていきます。

【要素別景観形成の方針】

要素	景観形成の方針
建築物・工作物の形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 石畳の沿道の樹木等を保存し、建造物については整備を抑制します。 ・ 石畳に沿った擁壁等は石積など自然素材を使用したものとします。
建築物・工作物の色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緑と石畳の色彩以外については落ち着いたものとし、案内標識等についても配慮します。
緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中山道石畳沿道の木竹の伐採及び管理に際しては街道にふさわしい景観を保つように配慮します。

馬籠中山道地区

馬籠宿地区

【良好な景観形成の方針】

- ①「馬籠地区保存に関する決議」(保存憲章)の精神を受け継ぎ、馬籠宿場町のまちなみ景観を守り、育てていきます。
- ②「心につながるふるさと景観形成住民協定」のもと、坂にあるまち馬籠宿の個性あふれるまちなみ景観を守っていきます。
- ③街道の建築物と一体となった宿場町地区にふさわしい公共空間をつくります。

【要素別景観形成の方針】

要素	景観形成の方針
建築物・工作物の形態・意匠	<ul style="list-style-type: none">・ 中山道に面する建築物については、街道の建築物の意匠を採り入れ、周辺の建築物との調和を図ります。街道の建築物の特徴を持つ建築物についてはその特徴の保存に努め、原則として現状維持し、復元修理を行います。やむを得ず除却する場合は除却以前の景観を損なわないようにします。・ 建築物の高さの統一と屋根形状の統一により、まちなみの統一感をつくり、坂の上から見る屋根のならぶ景観を大切にします。・ 屋外に設ける空調室外機、燃料庫やゴミ箱等については、建築物の外壁素材に統一させるなどの修景を行います。・ 看板については、「心につながるふるさと景観形成住民協定」を遵守します。・ 木、石、瓦、土等の自然素材を使用し、まちなみ景観を損なわないように配慮します。
建築物・工作物の色彩	<ul style="list-style-type: none">・ 黒、茶、白を中心とし、背景となる空と水と緑に調和した色彩とします。広告物等については、彩度の高い色はアクセント的に用い、全体としては落ち着いた色彩とします。
敷地及び道路との関係等	<ul style="list-style-type: none">・ 中山道に面した建築物は、坂にあるまちのまちなみをつくるために、屋並みのつくり出すラインが前面道路の勾配と平行になるよう建築物の高さを設定します。・ 中山道に面して駐車場を設けることを避けます。・ 中山道に沿って設置される街道案内板や説明板は統一デザインとします。
緑化	<ul style="list-style-type: none">・ まちなみの統一感を演出するため、敷地と道路、水路等との調和を図る緩衝として花や緑の植栽を推進します。

新茶屋地区

【良好な景観形成の方針】

- ①美濃と木曽の境であり、また旅人の足を休める場所として、新茶屋の街道景観を守り、育てていきます。
- ②「心につながるふるさと景観形成住民協定」のもと、街道景観を守っていきます。
- ③周囲の緑や石碑、一里塚等と調和した、街道の集落地区にふさわしい公共空間をつくります。

【要素別景観形成の方針】

要素	景観形成の方針
建築物・工作物の形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中山道に面する建築物については、街道の建築物の意匠を採り入れ、周辺の建築物との調和を図ります。街道の建築物の特徴を持つ建築物についてはその特徴の保存に努め、原則として現状維持し、復元修理を行います。やむを得ず除却する場合は除却以前の景観を損なわないようにします。 ・ 建築物の高さの統一と屋根形状の統一により、まちなみの統一感をつくります。 ・ 屋外に設ける空調室外機、燃料庫やゴミ箱等については建築物の外壁素材に統一させるなどの修景を行います。 ・ 看板については、「心につながるふるさと景観形成住民協定」を遵守します。 ・ 木、石、瓦、土等の自然素材を使用し、まちなみ景観を損なわないように配慮します。
建築物・工作物の色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・ 黒、茶、白を中心とし、背景となる空と水と緑に調和した色彩とします。広告物等については、彩度の高い色はアクセント的に用い、全体としては落ち着いた色彩とします。
敷地及び道路との関係等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中山道に面して駐車場を設けることを避けます。やむを得ず駐車場を設ける場合は門・塀、生垣等で修景し、まちなみ景観を損なわないように配慮します。 ・ 中山道に沿って設置される街道案内板や説明板は統一デザインとします。
緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・ まちなみの統一感を演出するため、敷地と道路、水路等との調和を図る緩衝として花や緑の植栽を推進します。

峠地区

【良好な景観形成の方針】

- ①街道の歴史を今に伝える江戸期の建築物が残る集落景観を守り、育てていきます。
- ②「心につながるふるさと景観形成住民協定」のもと、街道景観を守っていきます。
- ③街道の建築物と一体となった街道の集落地区にふさわしい公共空間をつくります。

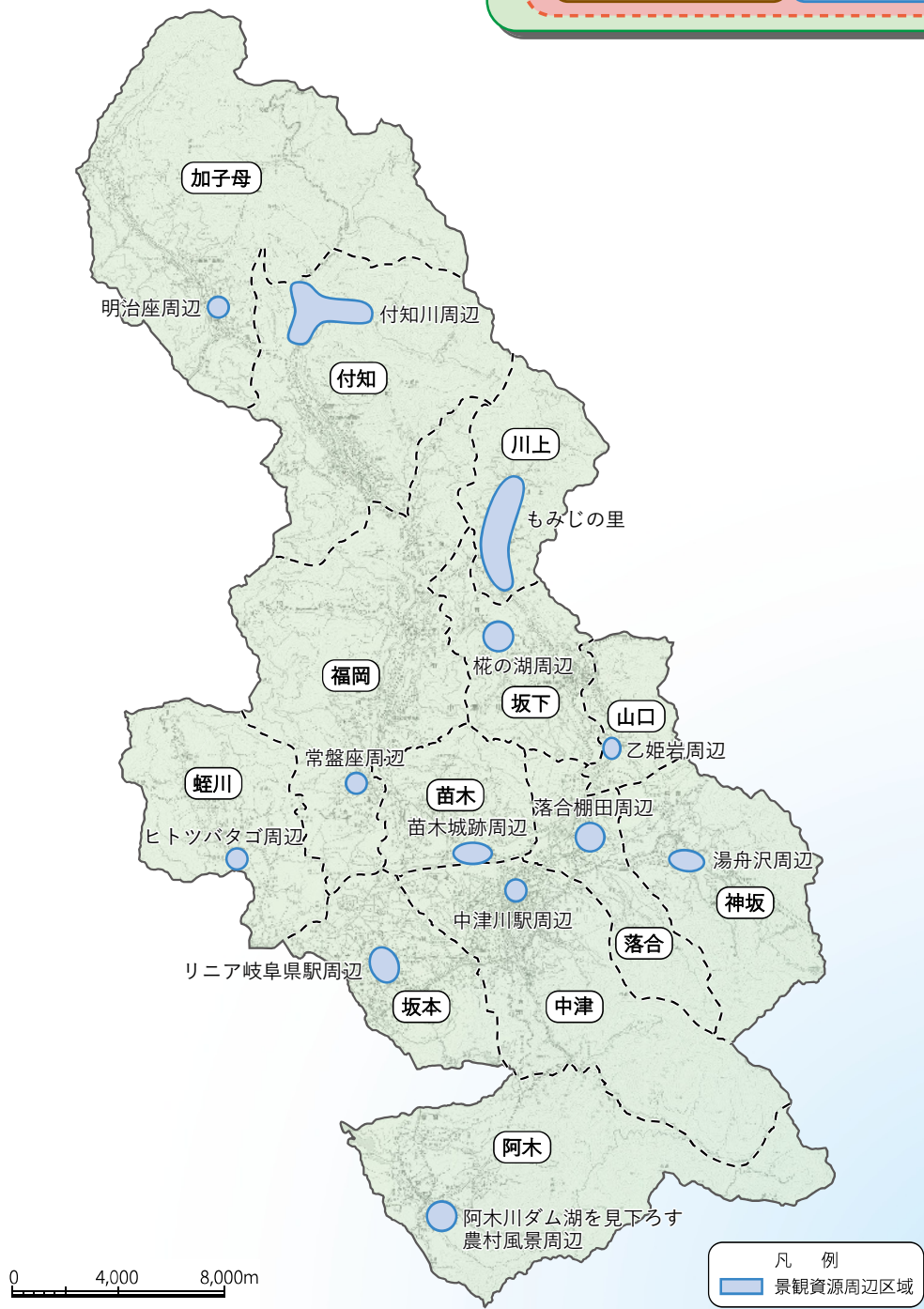
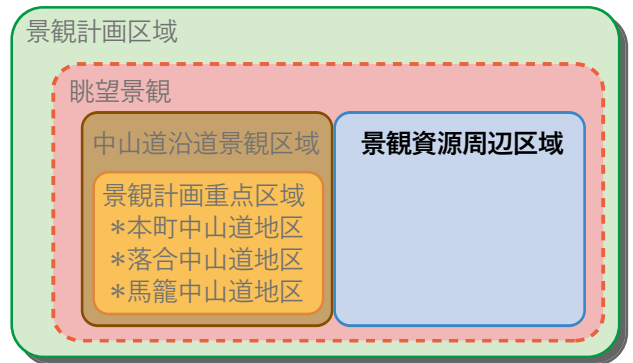
【要素別景観形成の方針】

要素	景観形成の方針
建築物・工作物の形態・意匠	<ul style="list-style-type: none">・ 中山道に面する建築物については、街道の建築物の意匠を採り入れ、周辺の建築物との調和を図ります。街道の建築物の特徴を持つ建築物についてはその特徴の保存に努め、原則として現状維持し、復元修理を行います。やむを得ず除却する場合は除却以前の景観を損なわないようにします。・ 建築物の高さの統一と屋根形状の統一により、まちなみの統一感をつくります。・ 屋外に設ける空調室外機、燃料庫やゴミ箱等については建築物の外壁素材に統一させるなどの修景を行います。・ 看板については、「心につながるふるさと景観形成住民協定」を遵守します。・ 木、石、瓦、土等の自然素材を使用し、まちなみ景観を損なわないように配慮します。
建築物・工作物の色彩	<ul style="list-style-type: none">・ 黒、茶、白を中心とし、背景となる空と水と緑に調和した色彩とします。広告物等については、彩度の高い色はアクセント的に用い、全体としては落ち着いた色彩とします。
敷地及び道路との関係等	<ul style="list-style-type: none">・ 中山道に面して駐車場を設けることを避けます。やむを得ず駐車場を設ける場合は門・塀、生垣等で修景し、まちなみ景観を損なわないように配慮します。・ 中山道に沿って設置される街道案内板や説明板は統一デザインとします。
緑化	<ul style="list-style-type: none">・ まちなみの統一感を演出するため、敷地と道路、水路等との調和を図る緩衝として花や緑の植栽を推進します。

3-4 景観資源周辺区域

(1) 景観形成の方針

中津川市には、地区ごとに市民により大切にされてきた景観資源が多くあり、景観資源を中心とした優れた景観を形成しています。景観資源の周辺においては、建築物・工作物は配置、意匠、色彩、高さについて配慮することで、景観資源との調和を図ります。



■ 景観資源周辺区域の配慮事項

	名称	概要	配慮事項
中津	<p>中津川駅周辺</p> 	<p>JR 中央本線の駅。駅前広場からは恵那山を眺望できる。南側には中山道が通る。</p>	<p>中津川市の玄関口であり、中山道近くに位置するため、落ち着いた色彩、意匠とすることで、風格のある中津川らしいまちなみをつくります。</p> <p>また、建築物や工作物は、恵那山を遮らない高さ・規模・配置、調和する色彩、意匠に配慮し、特に、建築物に付属する工作物については、十分な配慮が必要です。</p>
苗木	<p>苗木城跡周辺</p> 	<p>苗木城跡は国指定史跡。苗木城跡周辺には旧城下町をはじめ、苗木城跡の遺構と要所を結ぶ“道”が幾筋も残る。</p>	<p>苗木城跡周辺の文化的・歴史的背景をもった景観の保全を図ります。</p> <p>まちなみの連続性に配慮した高さ・規模・配置とし、壁面線をそろえることで、情緒あるまちなみを継承します。</p>
坂本	<p>リニア岐阜県駅周辺※</p> 	<p>リニア岐阜県駅は美乃坂本駅に近接して開業予定。南側には中山道が通る。</p>	<p>遠方の山なみと河岸段丘の地形に囲まれたロケーションに対して、市民にとっては“原風景”、来訪者にとっては“中津川”に出会う玄関口とします。</p> <p>敷地内には緑を植栽することで、遠方の山なみと調和します。突出感のない高さ・規模とすることにより恵那山への眺望に配慮します。</p>
落合	<p>落合棚田周辺</p> 	<p>落合宿北側の傾斜地に沿って、棚田と農村集落の景観が広がる。</p>	<p>背景となる山なみや田園地の水と緑に違和感のない色彩とします。</p> <p>落ち着いた色彩の勾配屋根とすることで、遠方から眺めたときの屋根の並びが美しく見えます。</p>
阿木	<p>阿木川ダムを見下ろす農村風景周辺</p> 	<p>中津川市と恵那市の境界に位置する阿木川ダムの南東側に、田園地と農村集落が広がる。</p>	<p>背景となる山なみや田園地の水と緑やダム湖の水に違和感のない色彩とします。</p> <p>落ち着いた色彩の勾配屋根とすることで、見下ろしたときの屋根の並びが美しく見えます。</p>

※リニア岐阜県駅周辺出典：リニア岐阜県駅周辺整備概略設計（H28.3,岐阜県リニア中央新幹線活用戦略研究会・基盤整備部会）

	名 称	概 要	配 慮 事 項
神 坂	湯舟沢周辺 	温川と冷川の合流地点。緑豊かな山なみに囲まれた温泉地である。	背景となる山なみや河川の水に違和感のない色彩とします。 落ち着いた色彩の勾配屋根とすることで、見下ろしたときの屋根の並びが美しく見えます。 石積みを大切にすることで、地域の魅力が高まります。
山 口	乙姫岩周辺 	乙姫大橋から乙姫岩と背景の集落を望むことができる。乙姫岩には浦島太郎伝説が残る。	木曾川の水や乙姫岩、集落の背景となる山なみや田園地の水と緑に違和感のない色彩にします。 落ち着いた色彩の勾配屋根とすることで、遠方から眺めたときの屋根の並びが美しく見えます。
坂 下	椈の湖周辺 	椈の湖は、木曾川水系付知川支流の人造湖。近くには県内最大級のそば畑がある。	そば畑の花の色や背景となる山なみや田園地の水と緑に違和感のない色彩とします。敷地境界の緑化や庭木を設けることで、遠方にみえる緑に調和します。
川 上	もみじの里 	夕森公園は、もみじの名所であるほか、旧川上村では全村公園化構想のもと整備を実施した。	もみじの色や背景となる山なみや田園地の水と緑に違和感のない色彩とします。 落ち着いた色彩の勾配屋根とすることで、見下ろしたときの屋根の並びが美しく見えます。
加 子 母	明治座周辺 	農村地歌舞伎舞台である明治座は、明治時代建設の大規模木造建築物。地歌舞伎は保存会により保存・伝承されている。	明治座への眺望に配慮した規模・高さとします。背景の山なみや田園地の水と緑に違和感のない色彩にします。 落ち着いた色彩の勾配屋根とすることで、伝統的な明治座のあるまちなみに調和します。

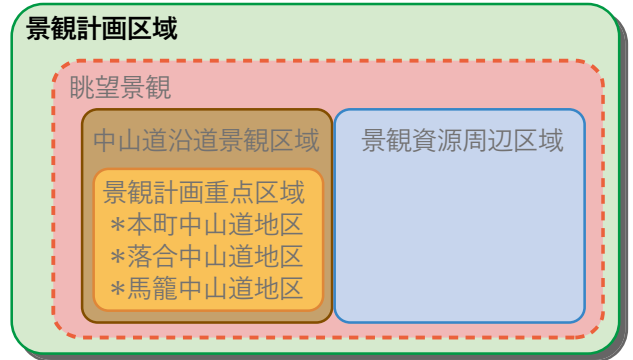
	名 称	概 要	配 慮 事 項
付 知	付知川周辺 	付知川上流にある付知峡は、緑の中を緑青の水面が見える山紫水明の渓谷である。	背景となる山なみや田園地の水と緑、河川の水に違和感のない色彩とします。 落ち着いた色彩の勾配屋根とすることで、見下ろしたときの屋根の並びが美しく見えます。
福 岡	常盤座周辺 	農村地歌舞伎の舞台を持つ歌舞伎小屋で常磐神社境内にある。地歌舞伎は保存会により保存・伝承されている。	常盤座への眺望に配慮した規模・高さ とします。 背景の山なみや森林、田園地の水と緑に違和感のない色彩にします。 落ち着いた色彩の勾配屋根とすることで、伝統的な常盤座のあるまちなみに調和します。
蛭 川	ヒトツバタゴ周辺 	ヒトツバタゴは、限られた地域にのみ自生し、長瀬のヒトツバタゴ自生地は国指定天然記念物である。	ヒトツバタゴの花の色や、山なみや田園地の水と緑に配慮した色彩とします。 広がりのある田園地に配慮した規模・高さ・配置とします。

第4章

良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

4-1 景観計画区域

景観計画区域における良好な景観形成のため、景観計画区域全域及び景観計画重点区域における次の行為の制限を設定します。但し市長が認めたものはこの限りではありません。



【届出対象行為】 延べ床面積1,000㎡以上の大規模建築物
開発行為としての開発区域3,000㎡以上の開発

【届出時】 「大規模建築物の建築等」、「開発」時の届出

対象	行為の制限								
建築物の色彩	<p>周辺の色調と調和する落ち着いたものとし、彩度を落とした色彩とする。 彩度の高い色をアクセント的に使用する場合は、外部から見える壁面面積の5%程度までとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用する色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R～10R</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>0.1YR～5Y</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>※N系の無彩色(白、灰、黒)は、彩度なしのためすべて可</p>	使用する色相	彩度	0.1R～10R	4以下	0.1YR～5Y	4以下	上記以外の色相	2以下
使用する色相	彩度								
0.1R～10R	4以下								
0.1YR～5Y	4以下								
上記以外の色相	2以下								
開発行為	道路等の公共空間との境界部分については緑化する。								

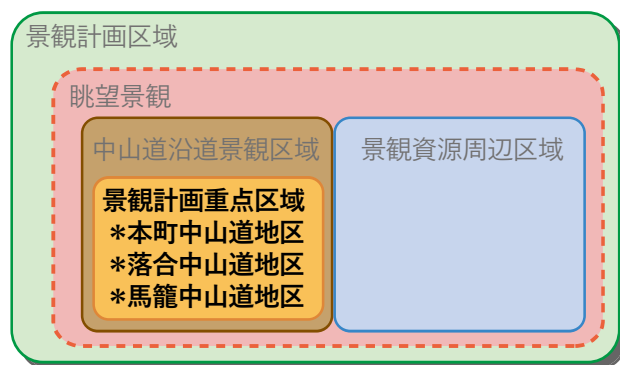


4-2 景観計画重点区域

本町中山道地区

【届出対象行為】本町中山道地区に位置する建築物・工作物等

【届出時】「建築物の建築等」、「工作物等の建設等」、「自動販売機の設置等」時もしくは「色彩の変更」時の届出



対象	行為の制限																								
位置	<ul style="list-style-type: none"> 中山道に面する建築物は道路境界線から一定の距離を持った位置に壁面線を統一させ配置する。 建築物が壁面線より後退する場合は木製、石積、漆喰塗等の門扉及び生垣等で壁面線をつくる。 																								
高さ	<ul style="list-style-type: none"> 2階建て以下を原則とし、中山道に面する3階以上の部分を2階建て部分から0.9m以上後退させる場合は3階建てを可とする。また隣接する建築物の1階の軒の高さを統一させる。 																								
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> 屋根は平入り切妻の日本瓦葺とする。うだつ、つし造り、格子窓、格子戸、漆喰塗壁、下見板張壁等の意匠を採り入れる。 																								
建築物	<ul style="list-style-type: none"> 茶、黒、白系を用い、落ち着いた色彩とする。但し着色していない木材等の場合はこの限りではない。 屋根と外壁の色彩は次のとおりとする。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <caption>屋根</caption> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>N</td> <td>1～6.5</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>Y R 0.1～10</td> <td>1～7</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>それ以外</td> <td>5以下</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <caption>外壁</caption> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>N</td> <td>1～9.5</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>Y R 0.1～10</td> <td>1～8</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>それ以外</td> <td>5以下</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table>	色相	明度	彩度	N	1～6.5	-	Y R 0.1～10	1～7	2以下	それ以外	5以下	2以下	色相	明度	彩度	N	1～9.5	-	Y R 0.1～10	1～8	3以下	それ以外	5以下	2以下
	色相	明度	彩度																						
	N	1～6.5	-																						
Y R 0.1～10	1～7	2以下																							
それ以外	5以下	2以下																							
色相	明度	彩度																							
N	1～9.5	-																							
Y R 0.1～10	1～8	3以下																							
それ以外	5以下	2以下																							
素材	<ul style="list-style-type: none"> 屋根、外壁等は木、石、瓦、板等の自然素材を使用したものとする。瓦は光沢を抑えたものとする。 アルミサッシ等を用いる場合は、色を黒・こげ茶とし、街道の建築物の意匠を採り入れるかまたは修景を行う。 																								
建築設備等	<ul style="list-style-type: none"> 空調室外機や燃料庫等は木製格子枠等で修景する。 																								
工作物	<ul style="list-style-type: none"> 擁壁、水路のふたは石積、石貼り等の自然素材を使用したものとする。 																								
自動販売機等	<ul style="list-style-type: none"> 道路から容易に見通せる位置にある自動販売機等については、木製格子枠等の自然素材による修景を行う。 																								
案内板、街路灯等	<ul style="list-style-type: none"> 宿場町のまちなみ景観に調和し、統一の意匠を用いることで一体感を演出する。 																								

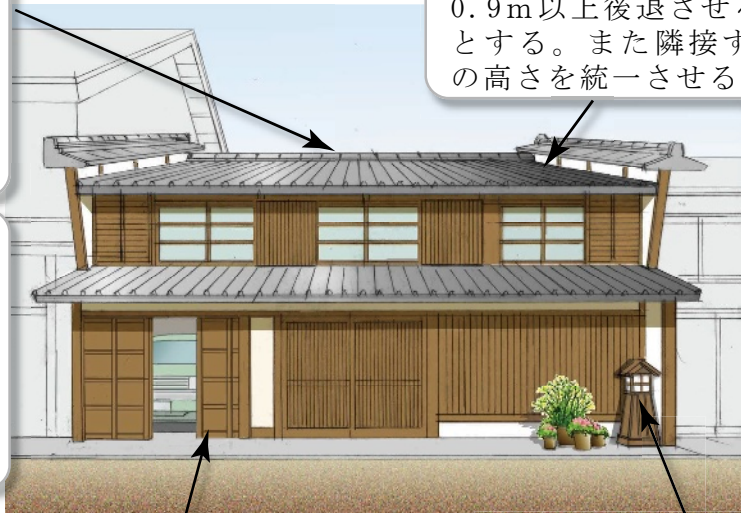
【建築物の誘導基準】 行為の制限イメージ図

屋根は平入り切妻の日本瓦葺とする。うだつ、つし造り、格子窓、格子戸、漆喰塗壁、下見板張壁等の意匠を採り入れる。

茶、黒、白系を用い、落ち着いた色彩とする。
但し着色していない木材等の場合はこの限りではない。

中山道に面する建築物は道路境界線から一定の距離を持った位置に壁面線を統一させ配置する。
建築物が壁面線より後退する場合は木製、石積、漆喰塗等の門塀及び生垣等で壁面線をつくる。

2階建て以下を原則とし、中山道に面する3階以上の部分を2階建て部分から0.9m以上後退させる場合は3階建てを可とする。また隣接する建築物の1階の軒の高さを統一させる。

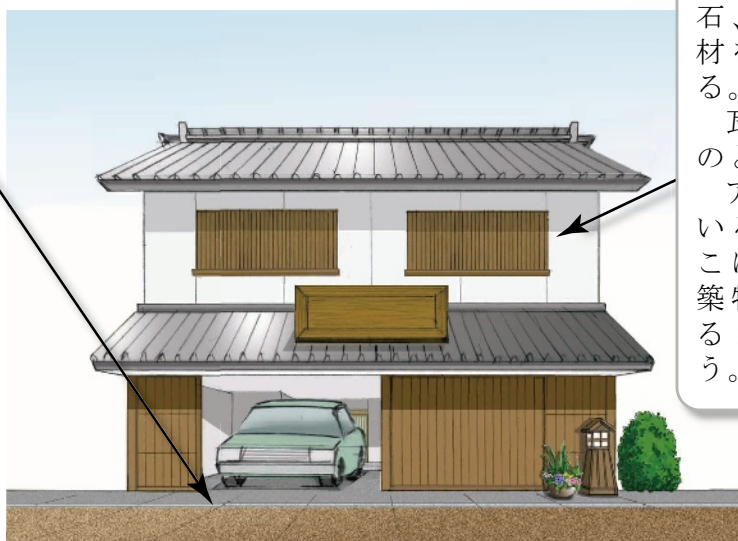


宿場町のまちなみ景観に調和し、統一の意匠を用いることで一体感を演出する。

擁壁、水路のふたは石積、石貼り等の自然素材を使用したものとする。

空調室外機や燃料庫等は木製格子枠等で修景する。

屋根、外壁等は木、石、瓦、板等の自然素材を使用したものとする。
瓦は光沢を抑えたものとする。
アルミサッシ等を用いる場合は、色を黒・こげ茶とし、街道の建築物の意匠を採り入れるかまたは修景を行う。



道路から容易に見通せる位置にある自動販売機等については、木製格子枠等の自然素材による修景を行う。

落合中山道地区

落合宿地区

【届出対象行為】 落合中山道地区に位置する建築物・工作物等

【届出時】 「建築物の建築等」、「工作物等の建設等」、「自動販売機の設置等」時
もしくは「色彩の変更」時の届出

対象	行為の制限															
位置	<ul style="list-style-type: none"> 中山道に面する建築物は道路境界線から一定の距離を持った位置に壁面線を統一させ配置する。 建築物が壁面線より後退する場合は木製、石積、漆喰塗等の門扉及び生垣等で壁面線をつくる。 															
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> 中山道に面する建築物は勾配屋根とする。 															
建築物	<ul style="list-style-type: none"> 茶、黒、白系を用い、落ち着いた色彩とする。但し着色していない木材等の場合はこの限りではない。 屋根と外壁の色彩は次のとおりとする。 															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">屋根</th> </tr> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>N</td> <td>1～6.5</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>Y R 0.1～10</td> <td>1～7</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>それ以外</td> <td>5以下</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table>	屋根			色相	明度	彩度	N	1～6.5	-	Y R 0.1～10	1～7	2以下	それ以外	5以下	2以下
	屋根															
	色相	明度	彩度													
N	1～6.5	-														
Y R 0.1～10	1～7	2以下														
それ以外	5以下	2以下														
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">外壁</th> </tr> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>N</td> <td>1～9.5</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>Y R 0.1～10</td> <td>1～8</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>それ以外</td> <td>5以下</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table>	外壁			色相	明度	彩度	N	1～9.5	-	Y R 0.1～10	1～8	3以下	それ以外	5以下	2以下	
外壁																
色相	明度	彩度														
N	1～9.5	-														
Y R 0.1～10	1～8	3以下														
それ以外	5以下	2以下														
建築設備等	<ul style="list-style-type: none"> 空調室外機や燃料庫等は木製格子枠等で修景する。 															
自動販売機等	<ul style="list-style-type: none"> 道路から容易に見通せる位置にある自動販売機等については、木製格子枠等の自然素材による修景を行う。 															

落合石畳地区

【届出対象行為】 落合石畳地区に工作物等、樹木の伐採

【届出時】 「工作物の建設」、「自動販売機等の設置」時、もしくは「樹木の伐採」時の届出

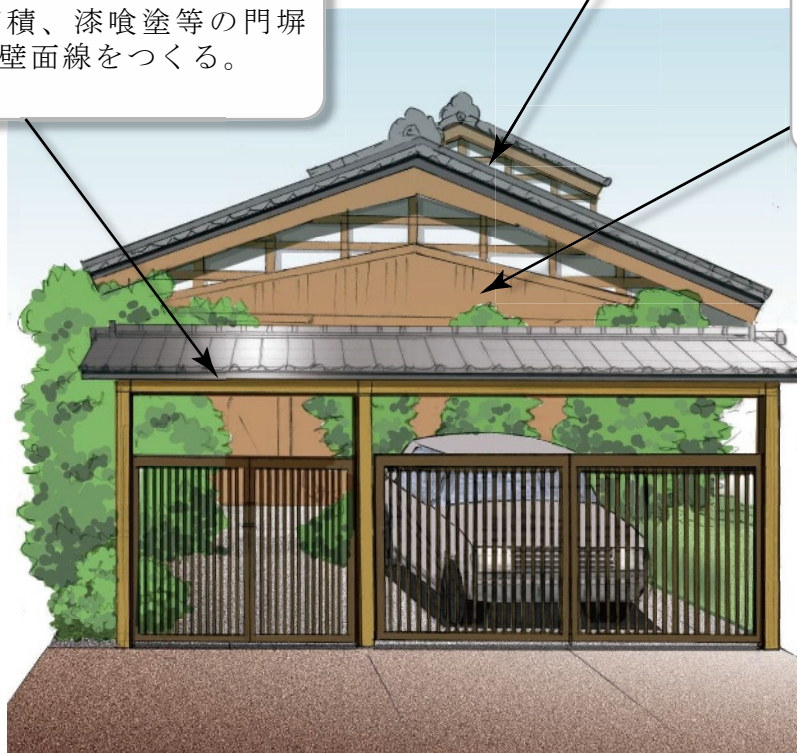
対象	行為の制限
工作物	<ul style="list-style-type: none"> 擁壁、水路のふたは石積、石貼り等の自然素材を使用する。
自動販売機等	<ul style="list-style-type: none"> 道路から容易に見通せる位置にある自動販売機等については、木製格子枠等の自然素材による修景を行う。
樹木の伐採	<ul style="list-style-type: none"> 中山道石畳沿道の道路中心から両側10mについて、木竹の伐採をしないようにする。やむを得ず伐採する場合には最小限に止め、中山道石畳が露出しないように配慮する。ただし石畳の保全上必要と市長が認めたもの及び通常の管理上必要な伐採、間伐等はこの限りではない。

【建築物の誘導基準】 行為の制限イメージ図

中山道に面する建築物は道路境界線から一定の距離を持った位置に壁面線を統一させ配置する。
建築物が壁面線より後退する場合は木製、石積、漆喰塗等の門塀及び生垣等で壁面線をつくる。

中山道に面する建築物は勾配屋根とする

茶、黒、白系を用い、落ち着いた色彩とする。但し着色してない木材等の場合はこの限りではない。



空調室外機や燃料庫等は木製格子枠等で修景する。

道路から容易に見通せる位置にある自動販売機等については、木製格子枠等の自然素材による修景を行う。

【「街道建築物」の例】



- 街道建築物の特徴
- ・平入切妻の日本瓦葺
2階建て以下
 - ・うだつ、つし造り、格子窓、格子戸、漆喰塗り壁、下見板張壁等の意匠

※街道建築物以外の建築物とすることは行為の制限にあたりませんが、街道建築物の特徴を取り入れることを推奨しています。

馬籠中山道地区

馬籠宿地区

【届出対象行為】馬籠中山道地区に位置する建築物・工作物等

【届出時】「建築物の建築等」、「工作物等の建設等」、「自動販売機の設置等」時もしくは「色彩の変更」時の届出

対象	行為の制限																														
位置	・中山道に面する建築物は道路境界線から一定の距離を持った位置に壁面線を統一させ配置する。但し、前庭をとり、植栽等により壁面線の演出を行う場合においてはこの限りではない。																														
高さ	・屋根のならびのつくり出すラインが前面道路の勾配と平行になる高さとする。 ・街道側は2階建てを原則とするが、上記を満たした場合には3階建てまで可とする。																														
形態・意匠	・屋根は平入り切妻の日本瓦葺とする。真壁造り、格子窓、格子戸、下見板張壁等の意匠等を採り入れる。																														
建築物	<p>・茶、黒、白系を用い、落ち着いた色彩とする。但し着色していない木材等の場合はこの限りではない。</p> <p>・屋根と外壁の色彩は次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">屋根</th> </tr> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>N</td> <td>1～6.5</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>Y R 0.1～10</td> <td>1～7</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>それ以外</td> <td>5以下</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">外壁</th> </tr> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>N</td> <td>1～9.5</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>Y R 0.1～10</td> <td>1～8</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>それ以外</td> <td>5以下</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table>	屋根			色相	明度	彩度	N	1～6.5	-	Y R 0.1～10	1～7	2以下	それ以外	5以下	2以下	外壁			色相	明度	彩度	N	1～9.5	-	Y R 0.1～10	1～8	3以下	それ以外	5以下	2以下
	屋根																														
	色相	明度	彩度																												
	N	1～6.5	-																												
Y R 0.1～10	1～7	2以下																													
それ以外	5以下	2以下																													
外壁																															
色相	明度	彩度																													
N	1～9.5	-																													
Y R 0.1～10	1～8	3以下																													
それ以外	5以下	2以下																													
素材	<p>・屋根、外壁等は木、石、瓦、板等の自然素材を使用したものとする。瓦は光沢を抑えたものとする。</p> <p>・アルミサッシ等を用いる場合は、色を黒・こげ茶とし、街道の建築物の意匠を採り入れるかまたは修景を行う。</p>																														
建築設備等	・空調室外機や燃料庫等は木製格子枠等で修景する。																														
工作物	・擁壁、水路のふたは石積、石貼り等の自然素材を使用したものとする。																														
自動販売機等	・道路から容易に見通せる位置にある自動販売機等については、木製格子枠等の自然素材による修景を行う。																														
案内板、街路灯等	・宿場町のまちなみ景観に調和し、統一の意匠を用いることで一体感を演出する。																														

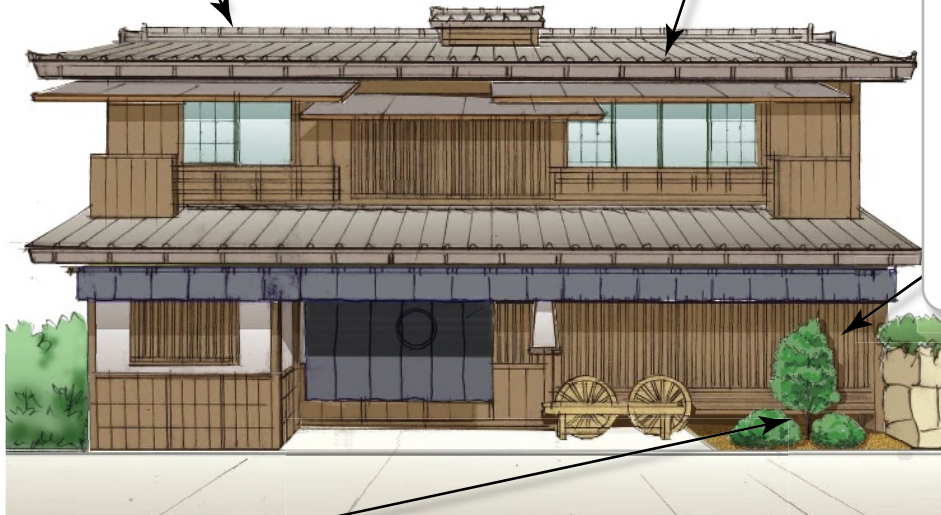
【建築物の誘導基準】 行為の制限イメージ図

屋並みのつくり出すラインが前面道路の勾配と平行になる高さとする。

街道側は2階建てを原則とするが、上記を満たした場合には3階建てまで可とする。

屋根は平入り切妻の日本瓦葺とする。真壁造り、格子窓、格子戸、下見板張壁等の意匠等を採用入れる。

茶、黒、白系を用い、落ち着いた色彩とする。
但し着色していない木材の場合はこの限りではない。



中山道に面する建築物は道路境界線から一定の距離を持った位置に壁面線を統一させ配置する。但し、前庭をとり、植栽等により壁面線の演出を行う場合においてはこの限りではない。

屋根、外壁等は木、石、瓦、板等の自然素材を使用したものとする。瓦は光沢を抑えたものとする。

アルミサッシ等を用いる場合は、色を黒・こげ茶とし、街道の建築物の意匠を採用入れるかまたは修景を行う。



空調室外機や燃料庫等は木製格子枠等で修景する。

擁壁、水路のふたは石積、石貼り等の自然素材を使用したものとする。

道路から容易に見通せる位置にある自動販売機等については、木製格子枠等の自然素材による修景を行う。

新茶屋地区・峠地区

【届出対象行為】馬籠中山道地区に位置する建築物・工作物等

【届出時】「建築物の建築等」、「工作物等の建設等」、「自動販売機の設置等」時もしくは「色彩の変更」時の届出

対象	行為の制限																														
建築物	位置 <ul style="list-style-type: none"> 中山道に面する建築物は、道路境界線から一定の距離を持った位置に壁面線を統一させ配置する。 建築物が壁面線より後退する場合は木製、石積、漆喰塗等の門塀及び生垣等で壁面線をつくる。 																														
	高さ <ul style="list-style-type: none"> 街道側は2階建てを原則とする。 																														
	形態・意匠 <ul style="list-style-type: none"> 屋根は平入り切妻の日本瓦葺とする。真壁造り、格子窓、格子戸、下見板張壁等の意匠等を採り入れる。 																														
	色彩 <ul style="list-style-type: none"> 茶、黒、白系を用い、落ち着いた色彩とする。但し着色していない木材等の場合はこの限りではない。 屋根と外壁の色彩は次のとおりとする。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="3">屋根</th> </tr> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>N</td> <td>1～6.5</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>Y R 0.1～10</td> <td>1～7</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>それ以外</td> <td>5以下</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="3">外壁</th> </tr> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>N</td> <td>1～9.5</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>Y R 0.1～10</td> <td>1～8</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>それ以外</td> <td>5以下</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table>	屋根			色相	明度	彩度	N	1～6.5	-	Y R 0.1～10	1～7	2以下	それ以外	5以下	2以下	外壁			色相	明度	彩度	N	1～9.5	-	Y R 0.1～10	1～8	3以下	それ以外	5以下	2以下
	屋根																														
	色相	明度	彩度																												
	N	1～6.5	-																												
	Y R 0.1～10	1～7	2以下																												
それ以外	5以下	2以下																													
外壁																															
色相	明度	彩度																													
N	1～9.5	-																													
Y R 0.1～10	1～8	3以下																													
それ以外	5以下	2以下																													
素材 <ul style="list-style-type: none"> 屋根や外壁等は木、石、瓦、板等の自然素材を使用したものとする。瓦は光沢を抑えたものとする。 アルミサッシ等を用いる場合は、色を黒・こげ茶とし、街道の建築物の意匠を採り入れるかまたは修景を行う。 																															
建築設備等 <ul style="list-style-type: none"> 空調室外機や燃料庫等は木製格子枠等で修景する。 																															
工作物 <ul style="list-style-type: none"> 擁壁、水路のふたは石積、石貼り等の自然素材を使用したものとする。 																															
自動販売機等 <ul style="list-style-type: none"> 道路から容易に見通せる位置にある自動販売機等については、木製格子枠等の自然素材による修景を行う。 																															
案内板、街路灯等 <ul style="list-style-type: none"> 宿場町のまちなみ景観に調和し、統一の意匠を用いることで一体感を演出する。 																															

第5章

景観重要建造物、景観重要樹木の指定の方針

5-1 景観重要建造物の指定の方針

地域の歴史、文化等からみて、地域の特性を代表する景観を形成する重要な要素となっている建造物を、次の方針に基づき指定します。また、登録文化財となった建造物については、積極的に景観重要建造物の指定を行います。

項目	指定の方針
景観重要建造物	<ul style="list-style-type: none">・地域の歴史・文化や暮らしを表す代表的な建造物であるもの・地域のシンボリック景観となり地域の人々から愛着をもたれているもの・景観上、欠くことのできない存在であり、常に人々の目に止まるアイストップ※となるもの

景観重要建造物



はざま酒造(本町中山道地区)



今井家(馬籠中山道地区)



清水屋原家(馬籠中山道地区)

5-2 景観重要樹木の指定の方針

地域の歴史、文化等からみて、地域の特性を代表する景観を形成する重要な要素となっている樹木を、次の方針に基づき指定します。

項目	指定の方針
景観重要樹木	<ul style="list-style-type: none">・地域の歴史・文化や暮らしに関わる樹木であるもの・地域のシンボリック景観となり地域の人々から愛着をもたれているもの・景観上、欠くことのできない存在であり、常に人々の目に止まるアイストップ※となるもの

※アイストップ：人の視線をとどめるポイントとなる事物。道路の突き当たりや広場の中心に置かれると効果的です。

第6章

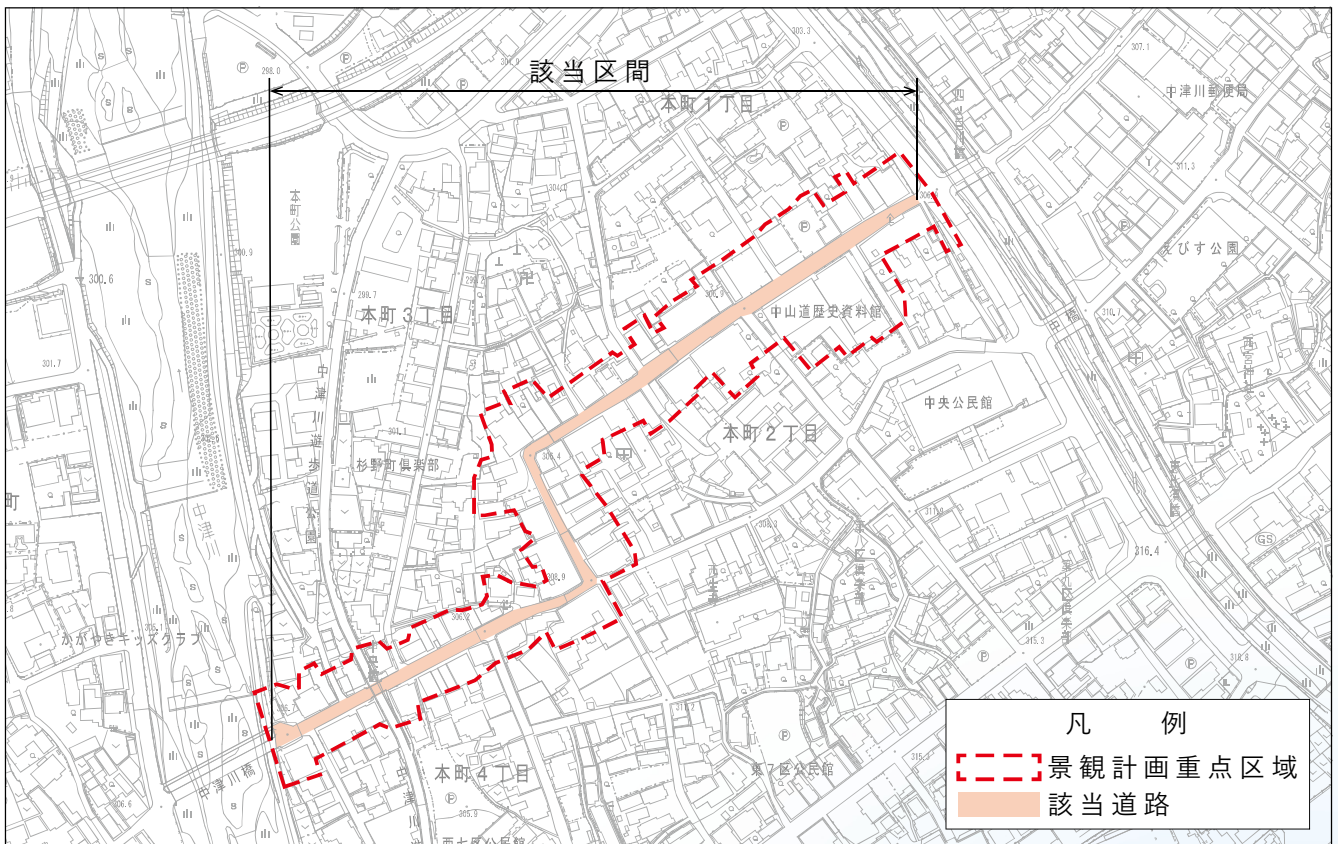
景観重要公共施設の整備及び良好な景観の形成に関する事項

景観重要公共施設の整備に関する方針

中山道本町地区を貫く道路(中山道)については、今後は適切な維持管理を行うことで、まちなみとの調和を図ります。

また、部分的な補修の際には、既存の地道風の舗装に配慮し、現状に近い形での舗装とします。

■ 該当道路区間図



(1) 市民が主体となる景観まちづくりの考え方

景観まちづくりとは、行政が主体となって行う道路や公園等の整備だけでなく、市民が主体となって、あるいは市民と行政の協働によって行われる身近な取組みも景観まちづくりのひとつです。「特別なこと」として行ったり、「わざわざ」行ったりすることだけでなく、一人ひとりが日常生活の中で取組むことや、身近なことを継続して行うことも、良好な景観まちづくりといえます。

今後の景観まちづくりを進めていくためには、中津川市全体や身近な地域をどのようにしていきたいかを市民と行政が協働しながら考えていくことが重要です。



景観の視点でまちを考える



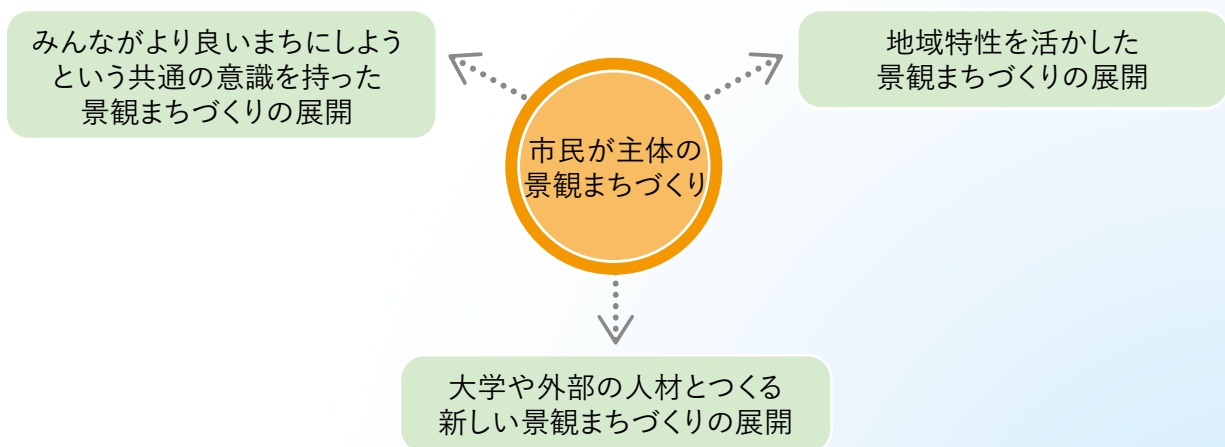
花や緑の潤いある景観をつくる



みんなでまちを美しくする

(2) 市民が主体となる景観まちづくりを進める必要性

市民が主体となることで、それぞれの地域がもつ歴史、文化、暮らしなどの特性を活かした景観まちづくりが推進でき、自分たちの住むまちをより良いまちにしようという流れが生まれます。また、大学等や外部の人材と連携することで、色々なアイデアが生まれ新しい景観まちづくりの展開が期待されます。



(3) 役割分担の考え方

今後、市民が主体の景観まちづくりを推進していくためには、市民・事業者・行政のそれぞれが各者の役割を担い、相互に連携することが必要です。

■市民に期待される役割

(個々の取組み)

- ・ 景観まちづくりの主役であることの意識の高揚
- ・ 宅地内の緑化や生垣、清掃など周辺環境への配慮

(地区・地域単位の取組み)

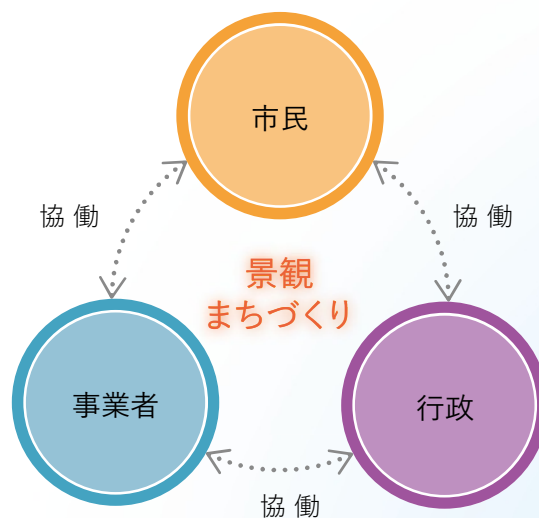
- ・ 地域の景観ルールづくりや美化活動など景観まちづくりへの積極的な参加
- ・ 市民団体における組織の活性化
- ・ 他の地区・地域、他のまちづくり団体との交流・ネットワークづくり

■事業者に期待される役割

- ・ 地域の景観への配慮
- ・ 事業者による景観に配慮した建築物・工作物の誘導
- ・ 地域が行う景観まちづくりへの参加
- ・ 行政が行う良好な景観まちづくりに関する事業等への協力

■行政の役割

- ・ 景観まちづくりに参加しやすい環境づくりと主体的な取組み支援
- ・ 景観に配慮した公共事業や施設の整備の実施
- ・ 良好な景観まちづくりに関する施策の実施
- ・ 景観まちづくりに関する研究及び調査の専門家としての大学等との連携



(4) 総合的な施策展開の推進

市民、事業者、行政の役割分担の考え方のもと、景観形成の方針を踏まえて、様々な景観まちづくりに関する取組みを総合的、継続的に展開することで、中津川市らしさのある景観を形成します。

総合的な景観まちづくりの展開にあたっては、中津川市の良好な景観や市民のこころに残る景観に「気づく(発掘・学び)」ことから始め、その景観がこれからも続くように「守り(保全)」、「育て(整備)」、次世代に継承できるように「つくる(創造)」景観形成に取り組めます。

中津川市の景観について「気づく」、「守り・育て」、「つくる」のテーマ別に総合的な景観まちづくりの展開を促進します。

テーマ	気づく (市民意識の醸成)	守り・育て (規制・誘導の充実)	つくる (活動・取組みの促進)
方向性	<ul style="list-style-type: none"> * 景観への意識の深化 * 景観資源の発掘と価値づけ * 地域の景観まちづくり目標の共有化 	<ul style="list-style-type: none"> * 景観特性に応じた建築物、工作物の規制・誘導の充実 * 景観上重要な建造物や樹木の保全・活用 	<ul style="list-style-type: none"> * 多様な主体による景観まちづくりの促進 * 広域的な景観資源を活かした連携
景観まちづくりの取組み例示	<ul style="list-style-type: none"> ○景観まちづくりに関する情報発信 民 行 <ul style="list-style-type: none"> ・先進事例の紹介等 ○景観資源のPR 民 行 <ul style="list-style-type: none"> ・パンフレット等の配布、WEB、SNS等の活用等 ○景観資源の発掘 民 行 <ul style="list-style-type: none"> ・ワークショップ、景観まちづくり学習の実施等 ○景観関連団体との連携 民 事 行 <ul style="list-style-type: none"> ・景観に関わる研修や講習まち歩きの開催等 ○表彰制度の実施 行 <ul style="list-style-type: none"> ・景観写真コンテストの開催等 	<ul style="list-style-type: none"> ○事前協議制度 行 <ul style="list-style-type: none"> ・重点区域における事前相談、伝統技術の紹介等 ○景観計画に係る届出制度(第4章) 行 ○景観資源の保全・活用 民 事 行 <ul style="list-style-type: none"> ・景観重要建造物・景観重要樹木の維持管理及び指定の追加 ・景観資源のネットワーク化(街道単位の活動連携等)等 ○景観に配慮した公共施設整備 事 行 <ul style="list-style-type: none"> ・統一的なサイン整備 ・公共施設等の推奨色の周知等 ○眺望箇所の整備 民 事 行 <ul style="list-style-type: none"> ・眺望箇所の環境整備等 ○景観計画運用マニュアルの活用 民 事 行 <ul style="list-style-type: none"> ・パンフレット等の配布等 ○景観アドバイザー制度 行 <ul style="list-style-type: none"> ・相談者に対する情報提供や助言等 ○景観審議会 行 <ul style="list-style-type: none"> ・景観計画変更等 	<ul style="list-style-type: none"> ○景観まちづくり活動 民 事 行 <ul style="list-style-type: none"> ・花木や緑化等の植栽 ・統一的なまちなみを演出するための修景活動(のれん作成等) ・景観イベント活動(ライトアップ等) ・景観PR活動(景観PR動画、風景写真等)等 ○景観形成住民協定の促進 民 行 ○新たな景観計画重点区域の指定の促進 民 行 ○広域的な景観資源による市町村間の連携促進 民 事 行 <ul style="list-style-type: none"> ・統一的な道路舗装整備の呼びかけ ・宿場町の連携イベント等

（５）景観計画重点区域等への移行

景観資源周辺区域やその他の地域から景観計画重点区域への移行は、市民が主体となる景観まちづくりを行う場合において、所定の手続きにより景観計画を変更することで可能になります。

（６）景観法の制度の活用

地域のシンボルとなる建造物や樹木、地域の個性ある道路や水路等は、地域の景観まちづくりの核として守り育てていくために、景観重要建造物、景観重要樹木、景観重要公共施設等の景観法の制度の活用を促します。



発行：中津川市 リニア都市政策部 都市建築課
住所：〒508-8501 岐阜県中津川市かやの木町2-1
TEL：0573-66-1111